

禰であらう。シホミはシホベ(鹽部)と轉呼せられ、武田一族中に之を以て苗字としたものがあり、今も西山梨郡平塚の大字として残つて居る。

葛野之別。 姓氏錄山城皇別に別公とあると同一氏で、此國の葛野郡に居住したのであらう。

近淡海蚊野之別。 カヌは和名抄に近江國愛智郡蚊野とある地で、今も秦川村に北蚊野及上蚊野といふ字がある。此兩氏の始祖は袁邪本王であるが、如何なる縁を以て此等の地方に子孫を留めたか判明せぬ。

若狹之耳別。 同國三方郡彌美郷〔和〕即ち今の耳村附近の君主をいふ。ミミは恐らくはミマ(御間)の轉呼で、皇族の領地を意味すること既記の通りである(第五六頁)。

次の族母は息長水依比賣で、近淡海之御上祝以伊都玖天之御影神之女とある。

天之御影神は前篇第三卷(二〇八頁、二一八頁)に述べたやうに、海人族の祖神の一柱

で、近江國に定着し、同國野洲郡三上郷〔和〕——今も三上村の名を存する——のハフリ即ち土豪(第一卷二三四頁)が奉齋した祖神で、其神の嫡統なるが故に神之女とせられたのであらう。五十鈴媛と同様に祖神に奉仕したからヨリヒメと號し、ミツ(瑞)は美稱で、息長は借字に過ぎず、オキ(大)ナカ(中)を意味し、仲姫中の最年長者をいひ、垂仁天皇の皇女並に仲哀天皇及允恭天皇の妃なる大中姫といふ稱號と同義である。——播磨風土記にも景行天皇の陪從息長命一名伊志治を大中伊志治と號したとある——之を次の息長宿禰等と同じく、地名の息長(坂田郡)から出た稱呼とする説もあるが、三上とは隔在するのみならず、其間に縁故が存するとも思はれぬ。此貴女の系統に屬するものは(八)(九)(十)の諸氏である。即ち近淡海之安直。 ヤスは和名抄に野洲郡とあり、其驛家即ち首地は今の野洲町にあたり、上記三上村に隣する。安直は此地の名家といふ意で、水穗眞若王が生母の縁によつて之を領したから、此號を用ひ、恐らくは安國造とも稱し

たのであらう。水穗は水之穗ともあるが、孰れにしても同義で、瑞(ノ)秀を意味し、マワカ王は若君といふに同じい。然るに記には倭建命の妃の一人布多遲比賣の父意富多牟和氣を近淡海之安國造の祖とし、國造本紀にも彦坐王三世の孫大陀牟夜別が成務朝に淡海國造に任ぜられたとある。——其外にも天足彦系にも近淡海國造氏があることは既に述べた——此大タム(タムヤ)別は後記の四世の孫大多牟坂王にあたるものゝやうで、記に安國造祖と註記せられて居らぬのは脱漏であるかも知れぬが、如何なる事情によつて舊國造と交迭したか判明せぬ。

三野國之本巢國造。今の本巢郡は和名抄にも郡名として掲げ、毛止須と訓して居るが、其語義は舊栖<sup>モトス</sup>であるから、國造本紀には三野前國造として居るのである。其始祖神大根王は息長水依比賣の所生で、天之御影神の大統<sup>オホネ</sup>を受けついたので、此名を以て呼ばれたものと思はれるが、——景行紀に美濃國造

神骨とあるのは、神秀根の義とも釋き得られるが、尙オホネのオを上之母韻に攝してカムホネと稱へたものと解すべきである——一名を八瓜入日子王といふ所を見ると、飛鳥のヤツリ(八釣)に入籍したものゝやうである。さりながら美濃に進出したのは母氏族の縁によるもので、當時此地方には海人族が勢力をしめ、多藝郡には同じく海人系なる天足彦命の後裔が占據して居たからであらう。

長幡部連。常陸風土記久慈郡長幡部之社の條下に

珠賣美萬命自天降時、爲織<sup>カムハタ</sup>御服從而降之神、名綺日女命、本自筑紫國

日向二神之峰至三野國引津根之丘、後及美麻貴天皇之世、長幡部遠祖多且命、避<sup>ニ</sup>自三野遷<sup>ニ</sup>于久慈

とあるから、美濃國引津根といふ所に長幡部と稱する一部族が占住したことは疑なく、本巢國造氏が其部長即ち連となり、舊部長の一家は常陸國に退轉

したものと思はれる。引津根は聖武天皇が不破頓宮から行幸あらせられたとある曳常泉と同地で〔續紀〕、不破郡内であらうが、其所在を詳にせぬ。

三川之穂別。ホは和名抄に參河國寶飯(穂)郡とある地で(今誤つて寶飯郡と稱する)、丹波道主王の子なる朝廷別が、父の功により此處に封ぜられたのであらう。道主王は崇神朝の四道將軍の一人として丹波に派遣せられ、其地に於て河上之摩須郎女を娶つて朝廷別王外數子を設け、引つづき此方面を管領したから、丹波道主と號したのであるが、男統を此地方に残さなかつたのは、理由のあることであらう。其王女の一人に竹野媛と稱するものがある所を見ると、河上之摩須(眞栖の謂で、御栖に通ずる)は或は竹野氏の一傍系に過ぎなかつたのかも知れぬ。穂別家は穂之國造とも稱したと見え、舊事本紀物部系譜によれば、八世膽咋宿禰(成務朝の人)の妻伊佐姫は三川穂國造美己止直の妹とある。ミコトとミカトとは同語で、御子處または御子田、即ち王子の

所領を意味するから、之を世襲稱號としたものと思はれる(朝廷は借字)。國造本紀に葛城襲津彦命の四世孫菟上足尼が雄略朝に任命せられたとある穂國造家とは全然別系で、恐らくは此朝に交迭したのであらう。

最後の一群(一一)(一二)は丸邇の袁祁津比賣命(第一一〇頁)の所出で、日子坐王に嫁して生んだ山代之大筒木眞若王が、同母弟伊理泥王の女なる丸泥の阿治佐波毘賣——母泥または丹波とあるのは誤寫〔古語大辭典〕——を娶り、其子迦邇米雷王が丹波之遠津臣の女高材比賣に生ませた息長宿禰王から出たのである。大筒木眞若王は其名の示す如く、山城の綴喜に一家を起した若君で、弟王子は母氏に就いたが故にイリネ(入系)と呼ばれ、其女をもワニのアヂサハ(地名)と稱したのであらう。迦邇米雷は蟹のやうな眼をした嚴めしい主父の意で、丹波の遠津は字の義の如き地名と思はれるが、何處をいふか判明せぬ。或は竹野川よりも都に遠い要津、即ち但馬の豊岡川の津をいふのではあるまいか。明記せられて居らぬが、景

行朝のころ此地方鎮定の必要があつて、武門の出なる迦邇米雷王が派出せられ、土豪の女高材比賣を娶して設けた王男は母氏につかず、父の功によつて近江の息長(今の坂田郡息長附近)に封ぜられたから、息長宿禰と稱へたのであらう。其後裔として記に擧げられたのは左記の三氏である。

吉備品遲君。 既記のホムチ部の首長で、其占住地は和名抄の備後國品治(保牟知)郡品治郷である。品治郡は近年葦田郡と合併して葦品郡と命名せられ、品治郷の名は残つて居らぬが、坊寺(舊稱法師)村は其轉呼であらうと謂はれる。始祖息長日子は葛城之高額比賣の所生で、神功皇后の同母弟であるが、播磨及吉備に派出せられたことがあつたので、此兩地に子孫を留めたのであらう。國造本紀には吉備品治國造は多遲麻君同祖、若角城命三世の孫、大船足尼の後とある。ワカツヌキは筒木眞若王の轉訛ではあるまいか。若し然りとすれば大船足尼は息長日子王にあたるが、或は其子の名であるかも知れぬ。

針間阿宗君。 アソは神名帳に揖保郡阿宗神社とある地。今も斑鳩村に阿曾及下阿曾といふ大字がある。肥後の阿蘇と同じく襲族によつて名を負うたのであらう。

多遲摩國造。 始祖大多牟坂王は河俣稻依毘賣の所生とあり、其氏族は判明せぬが、恐らくは祖母遠津臣氏の縁によつて此國を管領したのであらう。淡海(安)國造祖と稱する大タム別〔記〕又は大タムヤ別〔舊〕も同人と思はれることは上記の通りで(第一八八頁)、タムはタワ(撓)と同じく、山頂線の彎曲部を意味し、多武峯の如く用ひられるから、或地點の稱呼とすべきである。坂をそへたのは地形により、ヤは屋の意と思はれる(六一一〇頁)。國造本紀によれば但遲間國造は竹野君同祖、彦坐王五世孫船穗足尼定賜とあり、世次からいふと大多牟坂王の子にあたるが、大筒木眞若王系には竹野君といふ氏名は見えぬ。或は其一族中に既記の丹波の竹野別家を繼承したものがあつたのかも

知れぬ。

(ワ) 建豊波豆羅別系

記は此皇子の後として道守臣、忍海部造、御名部造、稻羽忍海部、丹波之竹野別、依網之阿毘古をあげて居るが、旁線を劃したものは彦湯産隅系の誤傳と推定し、既に(ル)項に掲げたから、こゝには他の三氏について述べる。

道守臣。 舊事本紀〔七卷〕にも武齒頰命を道守臣の祖とし、姓氏録には朝臣家(左京)及臣三家(右京、山城、攝津)をあげ、孰れも武(建)豊葉(羽)頰別または武葉頰別(波都良和氣)の後として居る。チモリは道路守護警戒に任ずる職名であるが(二一一二九頁)、いつの代に設定せられたか判明せぬ。

御名部造。 ミナベは御菜部の謂で、ミタ(御田)部、ミフ(御圃)部と同じく、皇室皇族の供御生産に任ずる部民の稱呼であるから、其造も一氏に限らなかつた筈であるが、區別稱呼を冠して居らぬ所を見ると、此氏が特に知名であ

つたのであらう。 姓氏録には見えぬ。

依網之阿毘古。 ヨサミは和名抄攝津國住吉郡大羅(於保與佐美)及河内國丹北郡依羅(與佐美)とある地で、現今大阪市住吉區に屬し、依網村と稱へ、吾孫子といふ大字も残つて居るが、古は附近一帯の呼稱で、大和川が尙未だ貫通しなかつた時代には、一面の沮洳地であつたが故に寄水ヨセミの意を以て命名せられたものと思はれる。アビコのアは接頭語で、彦といふに同じく、こゝではカバネとして用ひられたのである。吾孫(吾孫子)の意をもアヒコといふが、其は同音別義で此場合アに吾の意のないことは、彦山をアヒコ(英彦)山といふと同様である。氏人としては男垂見といふものゝ名が神功紀に見えるが、其後世に聞えず、姓氏録にあげた依羅宿禰は、狹穂彦の後裔なる日下部連の一氏で全然別系である。

以上列舉した八十四氏(外に彦太忍信系二十七氏)中、本卷に論究する時期、即ち大和缺史時代の創立と認定せられるものは、僅々十七、八氏に過ぎず(○印を以て標記した)、他は皆後日の分岐である。此外にも姓氏錄によれば、神武乃至開化皇胤と稱する氏族は少くはないが、一般文化史又は政治史には大なる關係がなく、上述だけでも讀者の倦怠を買ふに十分なりと信するが故に、之を氏族志の研究家に委ねることにする。

## 第五章 皇化普及

異俗の懷柔——近畿——南海——北陸——山陰——山陽——伊和大神

前三章により開化天皇以前に於ける皇化普及の跡は、ほゞ察知せられるのであるが、其は暗示的斷片記事で、大勢を通觀するに不便であるから、其要點を地方別にして以下に再録する。是に先ち吾人の注目せねばならぬことは大和に於ける異俗の懷柔である。當時の最優良種族であつたと信ぜられるキ(木)族とは、前卷以來隨所に説述したやうに、血統的にも文化的にも完全なる融合が成立し、其族人は喜んで朝廷に歸順したのであるが、他にも若干の異俗があつた。吾人に知られて居るのは、クマ(熊)、ツチクモ(土雲、土蜘蛛)、クニス又はクズ(國栖、國樸)の名を以て呼ばれた原住民、ヒ(火)、ヒナ(夷)若くはエミシ(蝦夷)と稱へられた

大陸系の一種族にして、木族より先に渡來したと思はれるもの、並に新來のアマ(海人)族である(三一—一八七頁以下参照)。後者の大部分は神武天皇に隨從した部衆で、日向以來皇室の股肱として、忠誠なる臣民であつたのであるが、前章に説いたやうに手研耳命を奉じて木族と争ひ、之に敗れた結果退轉して本郷に復歸し、或は近畿に先着定住した同族と合した。海住民なる此種族は、神武天皇東征以前から、舟楫を利用して沿岸諸地方に進出し、河流を遡つて到所の平野に占住したが、就中近畿に在ては紀之川河口、大和川沿岸並に淀川本流から山代川(木津川)、宇治川を辿つて琵琶湖邊にも出現したもののやうである。

右の三大族中ツチクモは遙に文化が低く、小集團に分裂して各地に割據し、同族間の聯絡を缺いて居たので、縦ひ同化困難であつたとしても、大なる障害にはならなかつたのであるが、他の二種族は勢力強盛で、團結が鞏固であつたから、武力のみを以て之を強壓することは不可能であつた。其故は皇室に於ては漸次之

を懷柔して朝廷の爪牙たらしめんが爲に、其族長權を皇族皇胤の手中に收める方を講ぜられたやうである。此場合にも氏族制度の相違はめ極て皇室に有利で、豪族の嫡女を母とする王男子が、其習慣に従ひ母方の伯叔父の後を承けて族長となつた曉には、其地位を男系の子孫の爲に留保し、母系氏族を父系氏族化して、皇別氏とすることを例とした(三一—一九六頁以下)。神八井耳系の火君(第一三九頁)、大彥系の阿倍(阿閉)臣の如きは其で、いづれも火族から轉化した皇別であるが、其部衆は依然として慍悍善射のエミシ族より成り、四方の征戰に服役して大功を建てたのである。安寧天皇の御孫が和知都美命と呼ばれ(第一一七頁)、孝安天皇の御兄を天足彥(天押帶日子)と稱したのも(第一二〇頁)、明記せられては居らぬが、ワダツミ(ワチツミは轉呼)乃至アマ族の女の所生なるが故で、前者の二女が孝靈天皇に娶されて越、吉備、播磨の海人族の君長となられた皇子を生み(第一〇九頁)、後者の後胤からは彥國葺、武振熊のやうな武將を出した外に、之を外戚とする彥

坐系の皇別が東西諸國に榮えたのも(第一八〇頁以下)、所在の海人族の支持を得た爲ではあるまいか。

同様の關係を以て天孫系の物部氏も先住土豪諸氏を吸収し、皇室の羽翼となつた。木族なる賀茂氏、師木氏等は右の事情により皇別又は物部系に化したのであるが、其以前に於て山城攝津方面、和泉、紀伊等を開拓した此種族人は、皇室を以て自族の出と見なして居たが故に、無條件に其號令を奉じた。此の如くして綏靖天皇以下八代の間に、大なる征戰を行ふことなくして、後記の諸地方は皇化に浴するやうになつたのである。便宜のため之を(イ)近畿、(ロ)南海、(ハ)北陸、(ニ)山陰、(ホ)山陽に區別して記述する。

## (イ) 近 畿

こゝに近畿と稱するのは、畿内五國の外に、大和に隣接する伊賀、伊勢、紀伊並に近江をも包括し、最も早く皇化が普及した地域であるが、國別に説述すること

を便宜とする。

大和。神武天皇によつて平定せられたのは既述の如く、今の奈良縣全部ではなく、大和川諸支流の貫流する平野を中樞として、宇陀諸川及吉野川の溪谷に過ぎず、山地には依然として先住土豪が割據して居たのであるが、漸次開拓せられ、都祁直(第一四三頁)、猪使連(第一四八頁)の如き皇別諸氏によつて支配せられるやうになつた。唯吉野山地のみは比較的後代まで不羈状態に置かれたやうである。

河内。安寧天皇の片鹽行在により、大和川の下流地方は完全に皇化に浴し、志紀氏(第八八頁)、多遲麻(丹治)氏(第一五一頁)、凡河内氏(第九九頁)等が朝命を奉じて支配した。舊國造家(彦己蘇根命の後)は青玉繫ツナと稱し(第九九頁)、武埴安彦に至つて滅亡したもののやうである(次卷参照)。

和泉。西紀族の占住地であるが(第一卷七八頁)、多藝志比古命の後なる血沼之



別が之を支配した(第一五〇頁)。

紀伊。上古紀(木)國と稱したのは、紀之川の下流沿岸即ち今の海草郡地方及和泉(茅渟)の南部で、神武天皇の進軍路にあたり、抗命者は其當時撃滅又は征服せられた。爾來木國造の支配の下に朝廷に隸屬し(第一卷二七三頁)、其南方海岸に占據した海人族も漸次歸順したもの、やうであるが、内地はクマ族が占住し、比較の後代まで教化が及ばなかつたと見えて、皇胤皇別を配置せられた形跡はない。

伊勢。往昔は志摩をも包括した。神武天皇東征の際菟田下縣から天日別命を此方面に分派し、平定に従事せしめられたことが伊勢風土記に見えるだけで(五一―一七四頁)、紀記には關說せられて居らぬが、神八井耳系に船木直(第一四五頁)、天足彦系に飯高君及壹師君(第一六〇頁)などいふ皇別氏名があるから、宇陀郡方面からも夙に皇化が及んだものと思はれる。沿海の地には猿田彦系

を始とし、海人族の早期來住者があつたことは、前篇第六卷(第二章)に述べた通りである。

伊賀。此國名は風土記によれば伊賀郡より出で、其郡は伊賀津姫の所領であつたから名を負うたとあり、又吾娥の音轉で、吾娥津媛は猿田彦神、女とあるが〔總國風土記所引〕、其氏から出た伊勢津彦が出雲神子で、出雲建子命と稱せられたのを見ても(五一―一七五頁)、出雲族なることは明白で、イガは齋子イゴを意味し、カガ(神子)と同じく此族の名門が用ひた稱號のやうである。恐らくは加賀國及近江の伊香郡に定着したのも同族であらう。若しアガとも稱へたとすれば、其はアギと同語で(二一三三頁)、イガとほゞ同義である。此地方には火族即ち阿閑氏族が先住したのであるが、木津川及伊賀川を遡つて出雲族が來着し、火族を北方に壓迫して更に伊勢方面にも進出したもの、やうである。されば大和の木族との間には若干の連絡が存し、後記の如く物部氏二世

彦湯支命も、之を利用して此國を經由し、近江國甲賀郡に進出したもの、やうであるが、皇別が土着したのは上記猪使連の一門なる三稻置に始まり(第一四八頁)、次で大彦系が出現して、火、出雲兩族の首長權を收め、阿閉、伊賀二家を起した(第一七四、一七六頁)。

山城。木族の大和移住の徑路は、丹波方面から山城を經、奈良山を越えたものと思はれるが、大和朝廷の威力は之と反し、奈良に隣接する相樂郡から、綴喜宇治二郡をへて、漸次北方に及ぼしたことはない。其先驅をなしたものは賀茂氏で、山城風土記によれば、葛木山から岡田之賀茂(今の相樂郡賀茂村)を經て、久我國北山の基(今の愛宕郡)に移つたとあり、葛野鴨縣主は其後裔である。移轉の動機は新來の海人族の壓迫にあるもの、やうで、其は天津彦根命を祖とする天目一命又は阿多根命の引率した一大集團で、木津(郡津)を根據とし、神武天皇に歸順して、山代(城)國造に任ぜられ

たが(第一卷二七二頁)、手研耳事變の結果、積極的敵對行動をとらなかつたとしても、尠くとも乖離心を生じた筈で、之が爲に前進した賀茂氏と朝廷との聯絡が絶たれたことは有り得る。之を懷柔する爲に天足彦をアマ氏族に就かしめられたことは上記の通りで、其結果山城は勿論、攝津の(三島)、近江、丹波方面にも達する道が開けたのである。

近江。大和から最も早く此地方に進出した形跡のあるのは物部氏族で、其二世彦湯支命の妻の一人は淡海川枯姫といひ、出石心大臣命を生んだとある〔舊〕。川枯は神名帳に甲賀郡川枯神社とある地で、註進帳によれば油日村に現存するといふことであるから、伊賀を經由し、柘植から侵入して土豪に求婚したものだと思はれる。其孫を大水口宿禰と稱するものも、神名帳に甲賀郡水口神社とある地、即ち今の水口町を領したからであらう。さりながら琵琶湖沿岸には相樂、綴喜、宇治方面の海人族が歸順した後、始めて通ずることを得

たので、天足彦系の近淡海國造(第一六一頁)を初見とし、次で同一母系に屬する彦坐王が、同じく海人族なる水依比賣を娶つて生ませた子の代に至り、其氏族の占據地なる安(野洲)の直となつた(第一八八頁)。大湖の北岸なる伊香郡は、上記の如くカガ(神子)から出た名稱なるが故に、イは接頭語又は齋の意——出雲族の一支の占住地とすべきで、水を渡つて皇別諸氏に款を通じたことは有り得べきである。

攝津。相樂、綴喜、宇知方面の海人族懷柔の結果、其下流なる淀川沿岸の同族も歸順したことはいふ迄もなく、天足彦の後裔武振熊が難波根子と稱したのも、其前代から此地に居住したからである。——神八井耳系の手島連家(テシマ)の創立は後日のことであらう(第一四七頁)——三嶋郡方面には夙に賀茂氏が占據し(五二〇八頁)、藍川を降つて海岸地方に進出した形跡のあることは既に前篇第五卷(九〇頁)に述べた通りで、聯絡成立後朝廷が此氏族を利用して教化を敷

かれたことは想像に餘りがある。]

(ロ) 南海方面

上述の如く河内に遷都せられた安寧天皇は、此方面の海人族を懷柔し、其支持によつて皇子師木津日子を淡路嶋に差遣せられた形跡がある(第二章)。此皇子が其地の豪族の女に生ませた和知都美命が、土着の海人族の首長となられたことは勿論で、後日大和に復歸したものゝやうであるが、尙其王女をもハへ(南)を以て呼稱したのである(第一〇九頁)。ワチツミ家は此王または其姉妹の兒が相續し、皇室の藩屏として忠誠を勵み、ワチツミの命の外孫にあたる孝靈諸皇子が、後日播磨吉備方面に進出するに及び、血縁の誼を以て之を支持することを怠らなかつたと想像せられるのである。さりながら其氏は古書にあらはれず、國造本紀によれば仁徳朝に神皇產尊九世孫矢口足尼と稱するものが此國造に任ぜられたとあるから、恐らくは久しからずして衰微し、賀茂系の氏族と交迭したのであらう。

海人族は淡路嶋のみならず、四國南東岸にも占據したことは、記に土左國の一名を速依別とし(一一七七頁)、允恭紀に阿波國長邑(今の那賀郡)の海人とあるによつても明であるが、缺史時代に於て皇化が四國地方にまで及んだ形跡はない(次章参照)。

## (ハ) 北陸方面

此地方懐柔の率先者は孝靈皇子日子刺肩別命で(第一六一頁)、角鹿(敦賀)地方に占住した海人族の内應を得て、大湖を横ぎり、出雲族の占據地なる伊香郡を經、愛發山<sup>アラチ</sup>を超えて進出したもの、やうである。さりながら當時此方面の住民の大部分はコシ(高志)族であつたので、皇化に浴したのは狭い地域に限られ、崇神朝の大舉遠征までは、敦賀以東は勿論、西方若狹地方も尙化外であつたのである。

## (ニ) 山陰地方

木族の移住は出雲方面から海岸に沿うて丹後に出で、由良川の流域を遡つて丹

波を横ぎり、桂川の溪谷に達し、其より山城國を經て大和、伊賀、伊勢及近江に達したものの、やうであるから、丹波地方との交通は太古より存し、缺史時代に於ても斷絶するに至らなかつたものと思はれる。其故に賀茂、師木、葛木諸氏の外に、出雲を氏名とするものが伊賀方面に現はれ、上述の如く出雲建子命は伊勢に進出し、物部氏二世彦湯支命は出雲色多利姫を娶つて出雲醜大臣命を生ませたとあり〔舊五〕、丹波にも同族が占據し、賀茂氏と通婚を更新したことは既述の通りである(第一〇二頁)。さりながら朝廷と直接關係を生じたのは開化朝以後のことで、丹波郡及竹野郡が歸屬したものの、やうであるから、沿道の木族乃至出雲氏族も恭順したものと思はれる。之に反して僻陬の地は尙馴服せず、崇神朝に至つて四道將軍の一人を派出し〔紀〕、玖賀耳之御笠といふものを誅戮せしめられた〔記〕。但馬以西が皇化に浴したのは明に次の時代のことである。

## (ホ) 山陽方面

内海沿岸の地は、神武天皇東征の當時一旦歸伏したのであるが、第一章に述べたやうに、手研耳命の政變の爲に離背したので、朝廷に於ては之を回收することに意を用ひられ、安寧天皇の河内行在の如きも、其一準備行動ではなかつたかと拜察せられるのである。大和から進出した先鋒は賀茂氏族で、上述のやうに攝津の三嶋から海岸に出で、西漸して播磨に入り、吉備方面まで到達したやうで、播磨の賀茂郡、備前及美作の賀茂郷(和)は此族名を負ひ、播磨風土記によれば神前郡新次神社は阿遲須伎高日子尼神を祭り、神名帳にも備前國に鴨を以て號とする神社三社をあげて居る。さりながら朝廷との直接交渉は大吉備諸進命を以て始まり(第一二二頁)、孝靈皇子日子寤間命が針間國の牛鹿臣の祖となり(第一二四頁)、吉備の皇別諸氏が吉備津彦命から出た(第一六五頁以下)とあることの外に、記には此朝に次の如き記事をあげて居る。

大吉備津日子命と若建吉備津日子命と二柱相副ひて、針間の氷河の前に忌<sup>サキ</sup>を

居<sup>ス</sup>ゑて、針間を道の口として、吉備國を言向け和したまひき

氷河といふ名は風土記にも見えぬが、出雲の肥河の例によればヒは族名で(四一六三頁)、接頭語イを冠してイヒともいふから(一一一七六頁)、今のイヒホ(揖保)川にあたることは疑なく、揖保郡を貫流して海に注ぎ、其前<sup>サキ</sup>といへば現在の網干町附近であらねばならぬが、河口は地形の變遷の甚しいものであるから、之を點定することは不可能である。思ふに當時播磨の牛鹿氏は既に歸順して居たけれども、揖保川以西はなほ混沌たる状態であつたので、此處に天神地祇を祭り、イハヒベ(第一卷一六二頁)を以て神饌を供し、成功を祈つたのであらう。其結果は明示せられて居らぬが、崇神朝には皇胤と思はれる吉備津彦といふものが西道將軍に任ぜられ、且出雲征討にも従事したとあるから、既に確乎たる勢力が扶植せられて居たものとせねばならぬ。

以上は第一章乃至第四章の論究から推測し得られる皇化普及の概要であるが、播磨國については尙若干補記を要するものがある。風土記によれば上代の此國民は伊和大神といふ有力者の實在を信じた。此神は大汝命または葦原色許乎命とも呼ばれ、出雲の大國主神と混同せられた形跡はあるが、出雲傳説には大國主が此方面に進出したことを述べて居らぬのみならず、神功皇后の御母葛城高麗比賣の五世の祖にあたる天日槍との交渉が再三説かれて居るから、——天日槍については次章に詳述する——之と同世代、即ち孝靈、孝元朝ころの人であらねばならぬ。オホナムチは個人名ではなく、偉大なる君主といふ意なるが故に、播磨人が伊和大神を尊んで、此稱號を用ひたことは有り得べく、之によつて混亂を來し、大國主の名號の一なる葦原色許男を流用したのではないかと考へられるが(四一〇—四一〇頁)、——色許(舉)とのみ畧書した例もある——伊和大神が出雲族人であつたことは明白で、風土記讚容郡柏原里の條下にも、大神從<sub>ニ</sub>出雲國<sub>一</sub>來とあるのである。

思ふに此英雄は伯耆の日野川を遡り、板屋原峠を超えて美作に入り、津山を経て佐用郡に達したのであらう。——以下引用文の外は地名には現用字を用ひる。

風土記によれば伊和大神は佐用の土豪贊用都比賣を征服して之を妻とし、揖保郡龍野町方面に進出したが、當時恰も宇頭川(揖保川)河口に來着し、内地に向つて侵入中の天日槍との間に國土の爭奪を惹起した。伊和大神は宍粟郡では一着を輸したが、神崎郡八千種ヤチクサの戦に於て終局の捷利を占め、之を北方に追ひ拂うて、宍粟郡及但馬の氣多(今の城崎郡南部)及養父郡以南を占有し、天日槍は但馬の出石郡に割據した。——風土記の讚容郡、揖保郡揖保里、宍粟郡雲筒里ウルクカ、神前郡多里及宍禾郡御方里シツハの條下參照。尙拙著「播磨風土記物語」にも簡潔な説明が施してある。

此英雄は更に先住の穴居(穴師)族及イヒ(火)族を征服して宍粟郡伊和里を本據としたので、其地名を負うてイワの大カミ(首長)と呼ばれたものゝやうである。

イワのイは接頭語で、ワは郭の義であるから(第一卷二八一頁)、大和の大三輪(御槲)と同じく、墓槲が存したことの故を以て此稱を得たものと思はれる。其地の一名を石作といふとある所を見ると、其は石槲即ち石堀(五―二五四頁)であつたのであらう。――風土記には所<sub>ニ</sub>以名<sub>ニ</sub>石作者、石作首等居<sub>ニ</sub>於此村、庚午年爲<sub>ニ</sub>石作里と説明してあるが、其は本末顛倒で、石作村の頭目なるが故に石作首と呼ばれたのである。――此石槲が伊和大神以前から存したもののか、或は伊和氏の陵墓か、判明せぬが、三輪大神の例によれば、此英雄を葬つたものとすべきで、伊和坐大名持御魂神社〔式〕即ち今の國幣中社伊和神社は其遺跡ではあるまいか。従つて伊和大神といふ名も歿後の諡號で、生存中は専ら大ナムチといふ尊號を以て呼ばれ、本名は之を逸したものと思はれる。

伊和氏の領地は上記の如く但馬の氣多郡にも及び、播磨に於ては佐用、宍粟、神崎及揖保郡を始めとし、傍磨郡をも蠶食した。風土記によれば同郡伊和里は積嶮<sub>シサハ</sub>

郡伊和君等族到來居<sub>ニ</sub>於此、故號曰<sub>ニ</sub>伊和部とあり、大汝命が其子火明命の兇暴を患ひ、之を棄てんが爲に因達神山に水汲みに遣はし、其不在中に船出した所が、火明命が憤つて風波を起し、其船を覆したといふ神話がある外に、大汝少日子根命は日女道丘の神とも期會したとある(枚野里の條下)。日女道丘は今の姫路市の名の起つた地點で、其神の名號及出自は明示せられて居らぬが、ヒメヂ(姫主)といふ地名によるも、大汝命と逢うたとある所を見ても、女神なることは疑なく、神功皇后西征の際御船先(水先)に奉仕したと稱せられる伊太代之神〔風〕が今も姫路市に射楯兵主神社〔式〕として祭られて居る所を見ると、之と同系に屬し、海人系の女君であつたのであらう。神武天皇東征以前から此沿岸は海人族の占據地で、ことに傍磨には孝靈朝に牛鹿と稱する海人氏族が居住したことは既述の通りであるから(第一六四頁)、伊和氏も亦之と通婚して親善關係を保持する必要を認められたであらう。結婚政策は上記の如く費用津比賣に對しても之を用ひたが、宍粟の穴

師比賣からは拒絶せられた。アナシは穴栖即ち穴居の意で、土蜘蛛の例によれば（第一卷一七六頁）、之を名としたのはクマ（熊）族であつたからであらう。

右の外讃容郡雲濃里の玉足日子及玉足比賣、揖保郡出水里の石龍比古及石龍比賣、同郡林田里の伊勢津比古及伊勢津比賣、飭磨郡英賀里の阿賀比古及阿賀比賣並に神前郡神前山に住した建石敷命は皆伊和大神の子とあり、後者は託賀郡の氷上刀賣に頼まれて、讚伎日子神を撃退したとある建石命（都麻及法太里の條下）と同人のやうである。氷上刀賣の名は丹波國氷上郡から出たものゝやうであるから、出雲族と推定すべく、讚伎日子は讚岐國出身者なること勿論で、揖保郡香山里に占據し、讚伎國宇達郡飯神の妾と稱せられた飯盛大刀自と同じく、イヒ即ちヒ（火）族の人であらねばならぬから、之と出雲族の角逐を暗示するものと思はれる。次の二條も亦傳會の嫌はあるが、出雲族と關係があるやうである。

〔託賀郡黒田里〕云ニ袁布山一者、昔宗形大神奥津嶋比賣命、任ニ伊和大神之子、到ニ來

此山ニ云、我可産之時訖、故曰ニ袁布山一

〔美囊郡〕高野里坐ニ於祝田社一神、玉帶志比古大稻女、玉帶志比賣豊稻女、志深里

坐ニ於三坂一神、八戸挂須御諸命、大物主葦原志許、國堅以後自ニ天下ニ於三坂一

右によれば伊和氏乃至出雲族の勢力は東播にも伸びたことがあつたとすべきで、少くとも神崎郡以西は或時代まで其支配下に屬し、同系なる賀茂氏と相並んで此國の大半を奄有したので、唯海岸一帯の地のみが海人族によつて占領せられたものと思はれる。飭磨の牛鹿氏が皇胤を奉戴するに及び、木種族の兩大支が之に對して如何なる態度を取つたかは不明であるが、大なる戦争があつたとも傳へられて居らぬから、久しからずして恭順したのであらう。景行天皇の御代には皇子稻背入彦命が下向せられ、其後裔は播磨別と稱し〔紀〕、神崎郡に占住したもののやうである。



## 第六章 化外國土

概説——天日槍——九州土侯國——支那との交通

本章に於て化外國土と稱するは、前章に掲げた皇化普及圏外の諸地方の謂で、其住民は主として既記の海人(隼人、綿津見)、木(出雲)、火(夷、蝦夷)、高志(國栖、土蜘蛛、熊襲)であるが、其分布は不變的のものではなく、時代により地方によつて互に消長したことは勿論で、之を明示する口碑傳説は殘存せぬが、地名その他の稱呼、又は他の傳説にあらはれた片言隻句から、臆氣ながら之を想定することが可能である。左に種族別に之を記述する。

クマ、コシ族。他の三種族に先ちて此國土に定着したもので、果して齊一種族であつたか、或は若干種族の總稱であるか、之を詳にせぬが、孰れにしても原住

民であり、文化の程度が同様に低級であつたと推定せられるので、假に一種族と見なすことにする。此原住民は本初大八洲各地に分布し、九州に在つてはクマソ(熊襲)又はソ(襲)、山陽道ではアナシ(穴師)若くはアナ(穴)、大和に於てはツチクモ(土蜘蛛、土雲)またはクニス、クズ(國樸、國主)等と稱へられ、北陸、山陰に於ては専らコシ(越、高志)とよび、常陸風土記には山之佐伯、野之佐伯といふ名を與へて居る。其名稱の示す如く穴居の民で、山野の天産を以て衣食したことは、次の二断片記事が之を證する。

〔應神紀〕 夫國樸者、其爲人甚淳朴也、每取山菓食、亦煮蝦蟆爲上味名曰毛瀨、其土自京東南之、隔山而居于吉野河上、峯嶮谷深、道路狹巖、故雖不遠於京本希朝來

〔常陸風土記〕(茨城郡)

古老曰、昔在國巢 俗語曰、都知久母、又曰夜都賀波岐 山之佐伯、野之佐伯、普置掘土窟常居穴、有入來則入窟而竄之、其人去更出郊

以遊之、狼性梟情、鼠窺掠盜、無被招慰、彌阻風俗也

其體質に關しては記に生尾とし、紀に身短而手足長、與侏儒相類とあるが、右の常陸風土記のヤツカハギも八拳脛、即ち長脚を意味するのであらう。軀躰が四肢に比し短小であつたといふことの外、多く信すべからざるは、既に前卷(第一七六、二二一頁)に述べた通りである。

此原住民は、新來種族に壓迫せられて山地林間に退却したので、ヤマヅミ(山住の轉)ともクマソ(木間栖の轉)とも呼ばれ、融合性が乏しかったから、生存競争の結果自然に消滅したが、北陸地方には比較的後世まで集結して居たが故に、此方面をコシ(越)の國と稱へたのである。之と第一に接觸したのは後記のヒ(火)族で、到所之を驅攘したから、ヒナ(夷)サカル(避在)コシ(越)といふ諺が生まれ、ヒナをシナと轉呼して、後世に至るまでコシ(越)の枕詞としてシナサカルといふ語を用ひたのである。其末路は判明せぬが漸次減少して、終には他種族に吸収せ

られたものゝやうで、今も或る地方に特異の體質の遺傳を發見することがあるのは、其血の名残ではないかと考へられるのである。

ヒ(火)族。吾人の知る限りに於て最も古い來住者で、大陸系と思はれるが、渡來の年代及其徑路は判明せぬ。さりながらシラキに對してシラヒといふ稱呼が存する所を見ると(一一八二頁)、新羅<sup>シラ</sup>即ち漢書朝鮮傳に辰國、同地理志に之利とある地方からも來住したものがあつたとせねばならぬ。九州及山陰方面の火族は恐らくは之に屬するのであらう。此種族も亦夙に大八洲全土に蔓延し、九州及出雲に於ては原名によりヒ(肥)と呼ばれ、或はヒナ(夷)とも轉呼し、四國中國に在つては主としてイヒ(飯)と稱へ、大和人は之をエシ又はエミシ(蝦夷)とよび、東山道の國名ヒダ(飛彈)及シナノ(科野、信濃)もまたヒナの轉訛と思はれる。——ヒトシとは類音で、タ、ナ、ラは相通である——常陸風土記(新治郡の條下)には東夷之荒賊俗曰阿良夫流爾<sup>△</sup>斯母乃とある〔水戸本〕。爾斯母乃は一本に要斯母乃とあるを可

とし、エシは既述の如くエミシと同義で(第一卷九四頁)、後世専らエゾと稱へられた。右の外ヒラ(比良)、ヒダカ(日高)、イヒタカ(飯高)の如き地名もヒナから分化したものだと思はれる。

此種族は上記のやうに原住民たるコシ(クマ)を征服して之に代り、各地を支配したのであるが、他の新來種族の爲に壓迫せられて、大和缺史時代には、畿内以西に於ては大なる勢力を有するものはなかつたやうである。之に反して東海東山兩道に在つては尙優勢を保ち、コシ族の退嬰地域並にアマ族の侵入地方を除いては、殆ど全部此種族によつて占領せられ、就中ヒダカミ(日高見)國として知られた常陸の信太郡(五―二六六頁)以外にも有力な大集團が多く、頑強に抵抗して歸順を肯んぜぬので、崇神朝以降數次の征戰を経て、鎌倉時代に至り漸く津輕海峽に達することを得たのである。さりながら常に之と觸接し、徐々に壓迫を加へたのは後記の海人族で、其故にシナ(ヒナ)避<sup>サカ</sup>ル高志に對して、アマ避<sup>サカ</sup>ル夷といふ諺を

すら生じたのであるが、長い年月の間には自然に混血を來した。現在北海道に於て餘喘を保つて居るアイヌ族の言語習俗中に、海人族傳來のものが少くはないのは之に因るものである。アイヌといふ名稱の意義がヤマト語のエミシに相當することは既に前篇第三卷(一八八頁)に述べた通りで、日本武尊が俘囚として東國から引連れて歸られたといふ佐伯部も亦この種族の別名であらう。サヘキの語義は抗拒であるから、上記の如くツチクモをも山之佐伯野之佐伯と稱したのであるが、大和に於てはサヘキといへば夷俘の義と了解せられるやうになつた。

津輕海峽を渡つて北竄したもの、外、内地に殘留した此種族は、歲月の間にヤマト民族に吸收せられたのであるが、尙頑強に同化を避忌し、山中に遁れて後世まで異つた言語習俗を保存したものがあつた。山人山姥として俗衆を恐怖せしめたものは恐らくは其で、<sup>オホヒト</sup>大人とも呼ばれるのは體格が比較的長大なるが故とも了解せられるが、或は同じく山地に隠れた矮軀なるクマ族の殘存者に對する呼稱で

あつたかも知れぬ。其信仰と儀禮とは役小角等によつて傳へられ、後世修驗道と稱する神秘宗教の前驅をなしたと推定すべき理由が存するけれども、爰には直接關係のないことであるから、他日の機會に於て論ずることにする。

キ(木)族。此種族については既に屢々記述し、渡來の年代及分布についても前篇第四卷(二五一頁以下)に説いたから、本章には之を再説せぬ。本書の著者は上記のヒ族を以て肅慎族即ち後漢書東夷傳にあげた挹婁人と同系に屬するものとし、キ族は蒙古系の一支で、契丹等と同種なりと信ずるものであるが、其は人種學の範圍に屬する問題で、こゝに論ずべき限りでない。此種族は韓地から出雲と筑紫とに渡來し、後者は宗像氏(スハ族)と稱し、神武天皇時代には九州北岸及長門、周防の南岸に占據し(第一卷六一頁)、其一支は伊勢に占據したが、神武天皇の將天日別命に追はれて信濃國諏訪に移つた(五十一一六、一七六頁)。これは東國に於ける唯一の木族で、崇神、景行二朝の東征にも多少助勢したものであると思はれるが、惜しい

かな傳説の徴すべきものがない。

一方出雲に移住したキ(木)族はカモ氏(出雲族)と稱し、先住種族を征服して一國家を形成したことは、前篇第四卷に詳述した通りで、更に各方面に進出し、就中大和に於て牢乎として抜くべからざる勢力を扶植した。之に關しては既に隨所に言及したが、其外にも播磨の伊和氏族の如き大小集團が山陰山陽地方に數多く存在したものと推察せられ、加賀、能登地方も此種族の占據地であつたのではないかと思はれる。兩國はコシと總稱せられた地方に屬し、殊に加賀は嵯峨天皇の弘仁十四年に始めて一國として分立したもので、能登もまた越前若くは越中に屬した時代もあるが、ノト、カガといふ名稱は國郡制定以前から存し、加賀郡(今の河北、石川二郡)及能登郡(今の鹿島郡)を其名の起原とする。能登は加賀及越中の北方海中に斗出する半嶋で、地勢上海路來往者の注目を惹くべき位置にあり、其珠洲郡の岬角は國牽傳説に高志之都々乃三崎とある地なりといはれて居る(一一二

〇〇頁)。若し然りとすれば太古から出雲と交通を有したものとすべきで、或る時代に<sup>ノト</sup>出雲族が來住し、其南に隣接する加賀郡にも進出したことは有り得る。<sup>ノト</sup>の原義は判明せぬが(或は喉の意か)、カガは上述の如く<sup>カガ</sup>神子の謂で、<sup>イガ</sup>伊賀、<sup>イカガ</sup>伊香(近江)と同じく、出雲族の名門の呼稱であるから、國造本紀にもカギ(加宜)國とあるのである。——之を強ひてカガと訓ませようとするのは理由のないことで、阿子をアギともいふが如く、神子はカガともカギとも稱へられたのである。されば同書には別に賀我國を擧げて居る——其國造は仁徳朝に能登國造同祖素都乃奈美小田命定賜とあるが、同書に載せた能登國造は別系で、高志深江國造を素都乃奈美留命とし、崇神朝の任命とある。右の如く矛盾して居るのは能登、加宜(賀我)の國造に交渉があつたからで、舊能登國造は出雲系の素都乃奈美氏で、今の鹿島郡能登部に占住し、其西南に近く隣郡に跨る<sup>オツチ</sup>邑知瀉と稱する大湖があるから、古は高志深江國とも稱し、舊加賀(加宜)の國造は之から分岐したのであらう。今の

越中國蠣波郡もソトノナミと稱へたものと思はれることは既述の通りであるから（第一六二頁）、此方面まで勢力が及んだものとすべきである。

出雲國を始め大小の木族集團は特に大和朝廷と抗争しようとはしなかつたやうであるが、尙純然たる獨立國として化外に止まり、崇神朝に至り始めて征服せられ、若くは歸順したのであつた。此等の諸氏族の消息は古風土記にあらはれて居たものと思はれるが、既に散逸して今では之を知る由のないことを遺憾とするのである。

アマ（海人）族。我々がアマと呼んで居る南方種族は前篇第六卷（二五一頁以下）に詳論したやうに、支那東岸を沿うて北上したもの（倭系）と、比律賓臺灣方面から渡來したもの（假にワダツミ系と名づける）との二派に分れる。高天原の三大移住（五一二七、一六〇頁）に参加したアマ（海人）族は後者に屬するものであるが、其以前から同一徑路をとつて來住したものが多かつたので、神武天皇時代には既に東京

灣以西の大太平洋岸及内海の島嶼海濱に蕃息して居た。兩大支族はアマと總稱せられる外に、地方によつてハヤ（南）、ハヤト（南人、隼人）、ワダツミ（海住）、アツミ（海）、又はシヅ（倭）と呼ばれ（二一七—二七二頁以下）、先住のヒ（火）族乃至キ（木）族を内地に壓迫して沿岸、島嶼及河川流域に占住したのであるが、美濃、尾張方面の海人族の如きは、木曾川を遡つて信濃に進出し、今も其名をアツミ（安曇）郡に留めて居る。開化朝時代には濃尾參の平野の住民は、既にヤマト文化に接觸して居たと思はれるが、朝廷が直接懷柔の手を下されたのは、次卷に論ずるやうに崇神天皇以後のことで、此朝及景行朝の東征には主として此種族の兵衆を用ひられたもののやうである。

近畿の海人は前章に述べたやうに夙に歸順し、孝靈朝には播磨吉備地方までは皇化に浴したやうであるが、四國東南岸及藝豫海峽以西に占據した此種族については神武天皇東征以後杳として聞く所がない。思ふに所在の舊住民を壓迫しつゝ、

漸次膨脹したのであらう。之と隣接して居たスハ族が不振となつたのも此時代のことであらねばならぬ。

一方倭系のアマは朝鮮南部から九州西岸と山陰地方とに來住した。大國主及其子孫の脈管にも海人の血が比較的多く混入して居ることは、前篇第四卷(第二、第六章)に述べた通りで、隱岐、出雲、石見及伯耆にアマ(海部)、シツヌ(漆沼)、シツマ(靜間)、アツミ(安曇)の如き郡名、郷名のあるのは「和」其名残で、前章にあげた角鹿海も此系統に屬するものと思はれる。九州方面に於ては此種族は大小幾多の集團を構成して居た。魏志の東夷傳に倭國とあるのが其で、後段に記述する通りであるが、其に先ち同じ流派ではあるけれども、特別の徑路を取つて來朝した天日槍について説明することを順序とする。

天日槍(日矛)の來朝については、古事記は輕嶋之明宮(應神朝)の記事の終に次の

如く叙して居る。

又昔新羅の國王の子、名は天之日矛といふ謂ふがあり。是人參渡り來けり。參渡り來し所以は、新羅國に一つの沼あり。名を阿具奴摩といふ。此沼の邊に一賤女晝寢せりき。是に日耀虹の如その陰上を指しき。亦一賤夫あり。其さまを異しと思ひて、恆に其女人の行を伺ひき。故この女人その晝寢の時より妊身て赤玉を生みき。爾に其伺へりし賤夫その玉を乞ひ取り、恆に裹みて腰に着けてあり。此人山谷之間に田を營れりければ、耕人等の飲食を一つの牛に負はせて山谷之中に入りけるに、其國主の子天之日矛にあひき。爾ち其人に問ひていはく、何ぞ汝は飲食を牛に負はせて山谷には入る。汝は是牛を殺し食ふなるべしといひて、即ち其人を捕へて獄囚に入れむとしければ、其人答へ曰さく、吾は牛を殺すにあらず、唯田人の食を送るにこそと曰す。然れども猶赦さねば、其腰なる玉を解きて、其國主之子に幣しき。故その賤

夫を赦して、其玉を將來て床の邊に置きしかば、即ち美麗き嬢子に化りき。仍ち婚して嫡妻としき。爾に其嬢子常に種々の味物を設けて恆にその夫に食へき。故その國主之子心奢りて妻を嘗びければ、其女人言はく、凡吾は汝の妻とあるべき女にあらず、吾が祖の國に行きてむといひて、即ち竊に小船に乗りて逃遁渡り來て、難波に留りき。此は難波の比賣碁會社に坐す阿加流比賣といふ神者也。是に天之日矛その妻の遁れしことを聞きて、乃ち追ひ渡り來て、難波に至らむとする間に、其渡の神塞へて入れざりしかば、更に還りて多遲摩國に泊てき。即ち其國に留まりて多遲摩之俣尾之女、名は前津見を娶して生みし子多遲摩母呂須玖、此が子多遲摩斐泥、此が子多遲摩比那良岐、此が子多遲摩毛理、次多遲摩比多訶、次清日子、この清日子當摩之咩斐に娶ひて生みし子、酢鹿之諸男、次妹菅竈由良度美。故上に云へる多遲摩比多訶其姪由良度美に娶ひて生みし子、葛城の高額比賣命。此は息長帶比賣命の御祖なり。

故その天之日矛持渡り來つる物は、玉津寶といひて、珠二貫、又振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、又奥津鏡、邊津鏡并せて八種也。此は伊豆志之八

前大神也

多遲摩毛理は次卷に説くやうに垂仁朝の人であるから、其から逆算すると、天之日矛は孝靈天皇と同世代であらねばならぬ。然るに紀は左記の如く之を垂仁朝のこととして居る。

三年春三月新羅王子天日槍來歸焉、將來物羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿赤石玉一箇、出石小刀一口、出石梓一枝、日鏡一面、熊神籬一具、并七物、則藏于但馬國常爲神物也

之は後記の一異傳に據つたものやうであるが、此時代に但馬氏が歸順し（次卷參照）、田道間守が常世に使したといふ傳説〔紀〕〔記〕と抵觸する嫌があるので、八十八年の條下には更に次の如く記述して居る。



昔有<sup>二</sup>一人<sup>一</sup>乘<sup>レ</sup>艇而泊<sup>二</sup>于但馬國<sup>一</sup>、因問曰、汝何國人也、對曰新羅王子、名曰<sup>二</sup>天日槍<sup>一</sup>、則留<sup>二</sup>于但馬<sup>一</sup>、娶<sup>二</sup>其國前津耳<sup>一</sup>、一云前津見、一云太耳、女麻拖能鳥、生<sup>二</sup>但馬諸助<sup>一</sup>、是清彥之祖父也。

これは八十八年の紀なるが故に、八十五年前の出來事を昔といつても差支はないが、年紀が判明して居たとすれば殊更におぼめかす必要もなく、こゝに再び來朝を説くことは重複の嫌があるのみならず、天皇御一代の間に但馬氏は五代を經過したとは考へられぬことである。紀の編者をして此の如く惑はせた原因は、三年の條下に分註した左記の異傳にあるものゝやうである。

一云、初天日槍乘艇泊<sup>二</sup>于播磨國<sup>一</sup>、在<sup>二</sup>於宍粟邑<sup>一</sup>、時天皇遣<sup>二</sup>三輪君祖大友主與<sup>一</sup>倭直祖長尾市<sup>二</sup>於播磨<sup>一</sup>而、問<sup>二</sup>天日槍<sup>一</sup>曰、汝也誰人、且何國人也、天日槍對曰、僕新羅國主之子也、然聞<sup>二</sup>日本國有<sup>一</sup>聖皇、則以<sup>二</sup>己國<sup>一</sup>授<sup>二</sup>弟知古<sup>一</sup>、而化歸之、仍貢獻物業細珠、足高珠、鶉鹿鹿赤石珠、出石刀子、出石槍、日鏡、熊神籬、膽狹淺

大刀并八物、仍詔<sup>二</sup>天日槍<sup>一</sup>曰、播磨國出<sup>二</sup>淺邑<sup>一</sup>、淡路嶋<sup>二</sup>宍粟邑<sup>一</sup>、是二邑汝任意居之、時天日槍啓之曰、臣將<sup>レ</sup>住處、若垂<sup>二</sup>天恩<sup>一</sup>聽<sup>二</sup>臣情願地<sup>一</sup>者、臣親歷<sup>二</sup>視諸國<sup>一</sup>、則合<sup>二</sup>于臣心<sup>一</sup>欲<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>給、乃聽之、於<sup>レ</sup>是天日槍自<sup>二</sup>菟道河<sup>一</sup>、泝北入<sup>二</sup>近江國吾名邑<sup>一</sup>暫住、復更自<sup>二</sup>近江<sup>一</sup>經<sup>二</sup>若狹國<sup>一</sup>、西到<sup>二</sup>但馬國<sup>一</sup>、則定<sup>二</sup>住處<sup>一</sup>也、是以近江國鏡村谷、陶人則天日槍之從人也、故天日槍娶<sup>二</sup>但馬出島人太耳女麻多鳥<sup>一</sup>、生<sup>二</sup>但馬諸助<sup>一</sup>也、諸助生<sup>二</sup>但馬日槍杵<sup>一</sup>、日槍杵生<sup>二</sup>清彥<sup>一</sup>、清彥生<sup>二</sup>田道間守<sup>一</sup>也。

長尾市は崇神朝倭大國魂神の祭祀を命ぜられた人で(第一卷二六七頁)、大友主も亦舊事本紀(四卷)賀茂氏系譜によれば、同じ御代に大物主神の祭主となつた大田田彌古命の孫なるが故に、世次からいへば垂仁朝存命であつたことも有り得るが、此兩人名を除くと、此傳には何等時代に言及して居らぬから、數代前の話と見ても少しも差支はない。然らば何故に大友主等をこゝに配したかといふに、其は次の兩様に釋明し得られる。其一は此使は播磨に差遣せられたのではなく、但馬氏

の神寶徵發——其實是勸降(第一卷二一八頁)——のため但馬に赴いたのを誤傳したので、葉細珠以下の八品の貢獻を受けたとあることが之を證する。其二は播磨に下向した使臣を、原説には單に大三輪君の祖とせられて居たのが、此氏は右の大友主を初代とするが故に〔舊〕、後人が其名を追加し、且同一職掌であつた市磯長尾市をそへたのではあるまいか。さればこそ世代の異なる兩人を同一列にあげたので、紀の編者もさすがに其まゝ之を典據とすることを憚り、一云として分註したものと思はれる。いづれにしても此傳は大三輪氏の纂記(第一卷二頁)から出たのであらう。

日槍(日矛)の出自は諸傳ともに新羅國王の子とせられて居るが、神功皇后に降伏したと傳へられる波沙寐錦が新羅第五世王婆娑尼師今にあたることすれば、孝靈朝には尙未だ一國としては存立して居なかつた筈である。——三國史記によれば新羅建國は前漢宣帝の五鳳元年甲子(西曆紀元前五七年)とせられて居るから、假

に此紀元を正確とし、我年紀のみが約六百年伸びて居るものとすれば、孝靈朝はほとゞ祇摩尼師今の世にあたることになるけれども、其は殆ど空想に近いことであるのみならず、後漢書東夷傳には伯濟(百濟)の名があるが、新羅に言及して居らず、魏志に至つて始めて弁辰韓二十四國中の一として斯盧國が見え、宋代に於ては大和朝廷の附庸國の一として、新羅をあげて居る所を見ると〔宋書〕、一國家としての成立は、百濟よりも新しいものとせねばならず、三國史記、東國通鑑等の新羅の年紀は其國の史官が後日之を忌んで引伸ばしたものと思はれる。——されば此は國牽傳説の志羅紀(一一九一頁)、神代紀の新羅國(四一四四頁)と同じく、後の稱呼を遡つて用ひたものとすべきで、要するに朝鮮半島の南東部の一地方豪族をいふに過ぎぬ。ヒホコは其稱號で、筑紫の怡土の縣主の遠祖をも日杵とよび〔筑前風土記〕、高麗國意呂山に天から降つて來たとあるのは誇張としても、此稱號が貴族によつて用ひられたことの一證とすべきで、ホコはヒコ(彦)に通じ、ヒは秀の意

であらう(四一〇六頁)。従つて「天」は區別稱呼とせねばならず、古語拾遺に海檜槍とある所を見ても、當時朝鮮南部に占據したアマ種族人なることを表示するものである。——弟知古の名の義は判明せぬ。刊本が知にホリンノと旁訓したのはニリン(王、主)と關係があるのかも知れぬが、他に用例がない。——海上雄飛者なる此族人が新地を求めて來航したことは極めて有り得べきである。

來住の動機に關する記の所説は、都怒我阿羅斯等の事蹟として垂仁紀にあげたのと同じ民譚で、縦ひいづれが本であらうとも話の筋には關係のないことであるから、後の機會に於て之を説くこととするが、爰に特に考察を要するのは到着地である。紀〔本文〕後段には直接但馬國に來着したとあるけれども、紀の異傳には播磨國に着航し、宍粟邑に足を留めたとあり、前章にのべた播磨風土記の記事と一致する。同書揖保郡揖保里の條下には來着の光景を次の如く叙して居る。

天日槍命從<sub>ニ</sub>韓國<sub>ニ</sub>度來、到<sub>ニ</sub>於宇頭川底<sub>ニ</sub>而乞<sub>ニ</sub>宿處於葦原志舉乎命<sub>ニ</sub>曰、汝爲<sub>ニ</sub>

國主<sub>ニ</sub>欲<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>吾所<sub>レ</sub>宿之處、志舉即許<sub>ニ</sub>海中、爾時客神以<sub>レ</sub>劔攪<sub>ニ</sub>海水<sub>ニ</sub>而宿之

これは新來者の威容を誇張したに過ぎぬが、記によるも初は難波に來航し、其渡の神に塞へられて引還し、更に但馬國に泊てたとあるから、播磨來着説は事實に近いものとせねばならぬ。後日清彦から徴し上げられた出石刀子が、自ら寶府を脱出して淡路國に到來したとあるのも〔紀〕、この地に由縁のあつたことを暗示するもので、右の異傳に天皇から播磨の宍粟の外に、淡路の出淺(原文に播磨國出淺<sub>△△</sub>邑、淡路嶋宍粟邑<sub>△△</sub>としたのは誤記である)に居住を許されたとあるのは之に因るものであらう。此傳によれば天日槍は之を拜辭して任意の地に土着せんことを願ひ出で、近江國吾名邑に一時滞在し、——今の栗田郡常磐村大字穴であらう。和名抄によれば坂田郡にも阿那といふ郷名があるが、鏡村(今の蒲生郡鏡山村)とは離れ過ぎて居るやうである。——更に若狹を経て但馬に定住したといひ、近江國鏡村に日槍の從人の裔と稱するものが居住することを以て其證とするものゝやうであ

るが、外來人の行動としては餘り無礙自在で、納得しかねるから、伊和氏と抗争の結果敗北して、播磨から但馬の出石に追はれたといふ風土記説の方が合理的のやうである。

將來の神寶及子孫についても紀記所傳を異にするが、之が説明は次卷に於てする。之を要するに此アマ系の名士は當初攝津又は淡路方面に來着し、播磨に安住の地を求めたのであるが、佐用方面から進出した出雲族に抗し得ず、漸次北方に壓迫せられ、遂に但馬に土着したものゝやうで、當時此地方には有力な集團がなかつた爲、容易に先住民を征服することを得たのであらう。其子孫はタヂマを以て氏名として、出石方面を支配し、垂仁朝に招降せられるまでは獨立を維持したのである。

九州方面に占據したアマ人も之と同系で、支那人によつて倭と稱せられ、山海

經(第十二海内北經)に南倭。北倭。屬<sub>レ</sub>燕とあり、漢書地理志以下之に關する記事が散見するが、或は樂浪海中有<sub>二</sub>倭人<sub>一</sub>分爲<sub>二</sub>百餘國<sub>一</sub>といひ(地理志)、馬韓弁辰に近く、其西北界を狗邪韓國(弁辰狗邪國)とし(後漢書東夷傳)、弁辰の瀆盧國與<sub>レ</sub>倭接<sub>レ</sub>界とある等(魏志東夷傳)、廣く此種族の占住地を總稱したものゝやうであるが、其最有力なる會長が邪馬臺國に占據したので(同上)、我國土の稱呼と誤解せられるやうになり、大和朝廷との交通が開けるに及び、漫然之を倭國之別種とした(舊唐書)。さりながら此國土の住民が本來齊一同様でなかつたことは上述の通りで、尠くともヤマト民族は倭人と呼ばれる理由がないから、統一事業が尙大成しなかつた以前に於て、支那史書就中魏志東夷傳中に「倭人」として掲げた諸國の如きは、其時代に——西曆五七—二六三年で、我孝安乃至成務朝ころと推定せられる——樂浪を経て支那に朝貢した化外の民であつたとせねばならぬ。左に魏志東夷傳中倭人の章下(以下略して倭人傳と稱へる)に載せた國名を列擧し、其所在を論究する。

之に關しては從來考證を試みたものが多く、其説も極めて區々で、一々之を引用して論ずることは本章の範圍外に逸する虞があるから、任意取捨を加へた上、私を得た結論のみを掲げることにする。

狗邪韓國。魏志東夷傳に弁辰韓二十四國の一としてあげた、弁辰狗邪國にあたり、後漢書によれば樂浪郡徼より邪馬臺國まで萬二千里、其西北界狗邪韓國より七千餘里とあり、魏志倭人傳には從<sub>レ</sub>郡(帶方)至<sub>レ</sub>倭循<sub>二</sub>海岸<sub>一</sub>水行<sub>二</sub>歷<sub>二</sub>韓國<sub>一</sub>、乍南、乍東、到<sub>二</sub>其北岸<sub>一</sub>狗邪韓國<sub>二</sub>七千餘里<sub>一</sub>とある。里程は勿論精確なものではあるまいが、樂浪又は帶方と狗邪韓國との距離は兩書の所説に二千里の相違がある。——此一里は既知の二三地點から推算すると約百米にあたるものゝやうである——其故に後漢書に従へば狗邪韓國は全羅南道西南岸にあたり、倭人傳によれば慶尙南道南岸の一地點であらねばならぬが、若し弁辰の一國なりとすれば、倭人傳の方が正しいやうである。但し北岸を水行した

とあるのであるから、其は島國であつたとすべきで、次の對馬國に至る里程から推算すると、今の巨濟嶋をいふものと思はれる。

對馬國。右の狗邪韓國から始めて一海を渡り、千餘里にして達する地で、千餘戸とある。現在の對馬をいふこと勿論で、當時此方面は倭人の占據地であつたのであらう。

一支國。倭人傳には一大國とあるが、對馬の方四百里に對し、方三百里とあるのみならず、又南渡<sub>二</sub>一海<sub>一</sub>千餘里とある方位及里程からいふも、今の壹岐にあたるから、魏略(翰苑所引)に一支國とあるを可とする。此海を瀚海と名づくところがあるが、國語とは思はれぬから、支那人の與へた名とすべきである。

末盧國。又渡<sub>二</sub>一海<sub>一</sub>千餘里とあり、末盧がマツラ(松浦)の寫音なることは疑がないから、今の東松浦郡の一地方であらう。濱海の地なることは言ふまでもない。

伊都國。仲哀紀に伊觀縣(今の糸嶋郡怡土村)とある地をいふこと疑なく、末盧の東方少しく北に偏して居る地域であるのに、東南陸行五百里とある所を見ると、呼子灣附近から海岸に沿うて東南に向ひ、唐津邊に至り東に折れ、少しづつ北に向つたことを氣づかず、出發時の方位を以て記述したのであらう。地圖の備はらなかつた時代には此やうな誤解はめづらしからぬことである。此地は當時の要津であつたと見え、帶方郡から女王國に至る使が、往來に常に滞在したとあり、又下文に次の如く述べて居る。

自<sub>二</sub>女王國<sub>一</sub>以北、特置<sub>二</sub>一大率<sub>一</sub>檢<sub>レ</sub>察諸國、諸國畏<sub>レ</sub>憚之、常治<sub>二</sub>伊都國<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>國中<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>刺史<sub>一</sub>、王遣<sub>レ</sub>使詣<sub>二</sub>京都<sub>一</sub>、帶方郡、諸韓國及郡使<sub>二</sub>倭國<sub>一</sub>、皆臨<sub>レ</sub>津。搜露、傳送文書、賜遺之物、詣<sub>二</sub>女王<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>差錯<sub>一</sub>。

奴國。伊都國の東南百里二萬餘戸とある。聊か方位が相違するが、仲哀紀の儼縣をいふものとせられて居る。博多灣に濱する地で、約百五十年前(天明四

年)灣東北岬の志賀島から、漢委奴國王と刻した金印が發掘せられた。志賀嶋は志賀乃白水郎を以て聞えたアマ族の根據地であつたから、奴國滅亡の際その族人が之を携へて此地に遁がれたことも有り得べきである。後漢書東夷傳に倭奴國は倭國之極南界也とあるのは、中元二年(光武)その酋長の使が後漢に入朝した頃には、後記諸國は尙支那人に知られて居らず、朝鮮よりも南方が故に、奴國を以て南界なりと信じたのであらう。

不彌國。東行百里とあるから、今の糟屋郡宇美町なりとする説は當を得て居るやうである。

投馬國。右の不彌國より南水行二十日とあり、五萬餘戸を有する大邑で、邪馬臺に到る途中に位置することは明白であるが、其所在については定説がない。水行二十日とあるが故に、從來大海を渡航したものと解し、但馬國を以て之に擬し、邪馬臺を大和と假定して之が證とするものもあるが、舟行は必

しも渡海に限らず、上古街道不備の時代には、舟楫の通ずる限り、河川を利用することを例としたから、こゝも之を意味するのであらう。不彌(宇美)附近にはさやうな大河のないことを奇とすべきであるが、恐らくは次の邪馬臺に至る行程、即ち水行十日陸行一月と順序を取ちがへたので、原文には邪馬臺から投馬まで水行二十日、投馬より不彌まで水行十日陸行一月とあつたのであらう。若し然りとすれば投馬は筑後國三潞郡三潞<sup>ミツマ</sup>にあたり、和名抄には美無萬と訓して居るが、雄略紀及舊事本紀(七卷)の水間君は此地を名に負うたものゝやうであり、今もミツマと稱へて居るから、其ミを略し、投馬の二字を以てツマの音を寫したものと思はれる。宇美から筑後川までは直徑僅に三十キロ米(倭人傳の里數に直せば三百里、邦里八里弱)で、水路は其よりも短いから、縦ひ遡行迂廻したとしても、水行に十日、陸行に一ヶ月を要した筈がないといふものがあるかも知れぬが、上古の行程は想像以上に捗らなかつ

たものゝやうであるのみならず、或事情の爲に滞留する日が多かつたものとするれば決して絶無のことではない。前例に反し、不彌、投馬間及投馬、邪馬臺間のみは里程を示して居らぬ所を見ると、——翰苑所引の魏略にも伊都國以下の里程が見えぬ——或は他の報告を縫ひ合はせたもので、報告者は實際其だけの日數を費したのであるかも知れぬ。

邪馬臺國。女王の都する所で、七萬餘戸とある。投馬國より陸行一月水行十日を費したとあるが、其は上記の如く錯簡とすべきで、水行二十日にして達したものと思はれるから、邪馬臺は筑後國山門郡山門(和)をいひ、投馬から筑後川を下り、島原海灣に出で更に矢部川を遡つて之に達したのであらう。帶方郡より邪馬臺に至る全里程一萬二千里中、不彌國までに一萬七百里を累算したのであるから、剩す所は千三百里(約百三十キロ米)であるが、上述の水陸里程はほゞ之に合致するのである。此邪馬臺を大和なりとする北史以降

の説は、妄誕論するに足らぬが、之を肥後國菊地郡山門郷〔和〕なりとするのも亦理由のないことである。肥後の菊地は北東二側を塞ぎ、倔強の要害であるが、北の方兩筑及肥前海岸に占據する同族を支配すべき地形ではないのみならず、此山門郷は後記の如く邪馬として倭人傳中に別に擧げられて居るのである。

右の外倭人傳には自ニ女王國ニ以。北其戸數道里可レ得ニ略載、其餘旁國遠絶不可ニ得詳ニとして、斯麻、已百支、伊邪、都支、彌奴、好古都、不呼、姐奴、對蘇、蘇奴、呼邑、華奴蘇奴、鬼、爲吾、鬼奴、邪馬、躬臣、巴利、支惟、烏奴、奴の二十一國をあげ、此女王境界所レ盡とある。此等の地名中には夙に消滅したものもある筈であるから、盡く之を明にし得ぬことは勿論であるが、左に可能なる限り推定を試みる。

斯麻國。筑前國志摩郡志麻〔和〕とある地。今の糸嶋郡の西部であるが、舊邑落の所在地點は判明せぬ。

已百支國。イフキと訓み、今の肥前國南高來郡伊福村は其名殘であらう。

伊邪國。イヤと訓むのであらうが所在を詳にせぬ。

都支國。肥前國西彼杵郡時津村であらう。

彌奴國。ミネの轉呼で、肥前國三根郡(今の三養基郡の一部分)をいふのではあるまいか。

好古都國。ハコトと訓み、筑前國博多〔三代實錄〕といふ地名は之から出たもののやうである。附近にハコ(宮)崎といふ地もある。

不呼國。今の筑前國福岡は黒田氏築城後の命名で、舊稱は福崎であつたと謂はれて居るが、或は其一丘をフクラ(フはヲカの古言)と呼稱したのかも知れぬ。フコはフクラの約である。

姐奴國。ソヌの寫音ではあるまいか。次に蘇奴とあると同名異地なるが故に書き分けたのかも知れぬ。和名抄に肥前國彼杵(曾乃岐)郡彼杵(曾乃木)とし、



今も郡名、村名として存するソノキの下畧であらう。

對蘇國。 タイソカ、ツイソカ其訓を詳にせず、従つて其所在をも物色し得ぬ。

蘇奴國。 阿蘇の野の意か。或は他に此名の地が存したか不明。

呼邑國。 筑前國怡土郡深江村子負原〔萬五〕又は兒饗野〔風〕とある地であらう。

鎮懷石の所在地として有名であるが、其以前から存したのかも知れぬ。

華奴蘇奴國。 カムソヌの訛ではあるまいか。上記蘇奴の隣地と思はれる。

鬼國。 肥前國基肄郡基肄〔和〕。木伊と訓せられて居るが、筑紫郡との境にあ

る山を城の山〔今の基山〕といふ所を見ると、古はキとのみ發音せられたので

あらう。

爲吾國。 キガと訓み、井處の意か。所在不明。

鬼奴國。 肥後國菊地郡城野〔和〕。今も城北村に木野といふ大字がある。

邪馬國。 同郡山門郷〔和〕をいふのであらう。

躬臣國。 恐らくはククチと訓み、肥後國菊地〔久久知〕郡〔和〕の名の出た一舊地

であらう。

巴利國。 和名抄に薩摩國薩摩郡幡利といふ郷名が見えるが、恐らくは其では

あるまい。語義所在共に不明。

支惟國。 シキと訓み、シキの轉訛か。若し然りとせば肥後國益城〔萬志岐〕郡

益城〔和〕をいふのであらう。

烏奴國。 肥後國山鹿郡小野〔和〕。今の鹿木郡の一地である。

奴國。 野の意か。若くは上掲奴國〔讎縣〕を誤つて再掲したのであらう。

上記によれば、女王國の境界は筑前國糟屋郡を北界とし、南は肥後國益城郡を以て限り、兩筑兩肥に跨る半圓狀地帯で、大小幾多の集團に分れて居たものとせねばならぬ。其周邊の國土については叙述が乏しいが、尙其南有<sub>二</sub>狗奴國<sub>一</sub>、男子爲<sub>レ</sub>王、其官有<sub>二</sub>狗古智卑狗<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>屬<sub>二</sub>女王<sub>一</sub>とし、また女王國東渡<sub>レ</sub>海千餘里、復有<sub>レ</sub>國皆

倭種とあり〔倭人傳〕、後漢書は其二項を合併して、自<sub>レ</sub>女王國<sub>ニ</sub>東度<sub>レ</sub>海千餘里至<sub>ニ</sub>狗奴國<sub>ニ</sub>、雖<sub>ニ</sub>皆倭種<sub>ニ</sub>而不<sub>レ</sub>屬<sub>ニ</sub>女王<sub>一</sub>と記述して居る。倭人に關する兩書の資料は同一源から出たのであるが、後漢書の簡略なるに反し、魏志は極めて詳密で、且編述の年代も早いから之に従ふべきで、廣義の女王領國の一地點即ち奴國(儼縣)附近から、東方千餘里を距て海を渡つて到達し得られるのは兩豊地方で、アマ(海人)族が占住した形跡があるから、其記事の誤ならざることを證する。されば狗奴國を女王境界よりも南方にありとする倭人傳の所説も亦信用すべく、クヌは恐らくはクムの訛で、クムはクマに通じ、景行紀の熊縣(今の球磨郡及八代郡)をいふのであらう。其官名を狗古智卑狗とあるのも酋長の稱號で、和名抄に球麻郡球玖とある郷名を負うてククツ彦と稱したのを訛つたものと思はれる。右の外に女王國の南方四千里に侏儒國があり、其東南船行一年にして裸國黑齒國があるといふ(後漢書東夷傳同斷)。侏儒國は里程からいふと沖繩群島であらねばならぬから、其

ころは矮軀の原始人が居住したものとすべきで、裸國黑齒國がミクロネシア諸島をいふことは勿論である。黑齒の風俗は近世までマリアナ、ヤップ、バラウ島等に存続した。

女王及其居處なる邪馬臺については倭人傳に次の如き記事がある。

其國本亦以<sub>ニ</sub>男子<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>王、住七八十年、倭國亂、相攻伐歷年、乃共立<sub>ニ</sub>一女子<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>王、名曰<sub>ニ</sub>卑彌呼<sub>一</sub>、事<sub>ニ</sub>鬼道<sub>一</sub>能惑<sub>レ</sub>衆、年已長大、無<sub>ニ</sub>夫婿<sub>一</sub>、有<sub>ニ</sub>男弟<sub>一</sub>佐治<sub>レ</sub>國、自<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>王以來、少<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>見者<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>婢千人<sub>一</sub>自侍、唯有<sub>ニ</sub>男子一人<sub>一</sub>、給<sub>ニ</sub>飲食<sub>一</sub>傳<sub>レ</sub>辭出<sub>コ</sub>入<sub>レ</sub>居處<sub>ニ</sub>宮室樓觀、城柵嚴設、常有<sub>レ</sub>人持<sub>レ</sub>兵守衛

後漢書東夷傳にも同一内容の記事があるが、内亂の時代を桓靈間とし、北史には靈帝光和中とある。其は西曆一七八一—一八三年のことで、大和朝廷ではほと崇神朝にあたり、其より前七八十年の間は男王が相承したとある所を見ると、其建國は凡そ孝靈天皇の御代であつたのであらう。卑彌呼の名の義は恐らくは秀巫<sub>ヒミコ</sub>で、

倭人傳によれば、魏の正始八年(西曆二四七年)に歿し、其族女が繼位したとある。即ち

卑彌呼以死、大作冢、徑百餘步、徇葬者奴婢百餘人、更立男王、國中不服、更相誅殺、當時殺千餘人、復立卑彌呼宗女壹與、年十三爲王、國中遂定

壹與の語義は判明せぬが、或は略稱で、ユ(溫泉)のある地に縁故を有したが故にユ媛と號したのかも知れぬ。——ユをイヨとも發音することは伊豫國の例がある(一一一六四頁)——爾後その消息については聞く所がない。

支那史書によれば倭人は前漢時代から朝貢したとあるが、以上の論述によつても明なるが如く、大和朝廷には無關係のことであるから、左に年代順に列舉し、一二言の註解を加へるだけに止める。

前漢。樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻見云(漢書地理志)——自

武帝滅朝鮮、使驛通於漢者三十許國、國皆稱王、世々傳統(後漢書東夷傳)

後漢中元二年(西曆五七年)。倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國之極南界

也、光武賜以印綬(後漢書東夷傳)

同永初元年(西曆一〇七年)。倭國王帥升等、獻生口百六十人、願請見(右同)

魏景初二年(西曆二三八年)。六月倭女王遣大夫難升米等詣郡、求詣天子

朝獻、大守劉夏遣吏將送詣京師、其年十二月詔書報倭女王曰、制詔親魏倭女王卑彌呼、帶方太守劉夏遣使、送汝大夫難升米次使都市牛利、奉汝所獻男生口四人、女生口六人、斑布二匹、二丈、以到、汝所在踰遠、乃遣使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀汝、今以汝爲親魏倭王、假金印紫綬、裝封付帶方太守、假授、汝其綏撫種人、勉爲孝順、汝來使難升米、牛利、涉遠道路、勤勞、今以難升米爲率善中郎將、牛利爲率善校尉、假銀印青綬、引見勞賜遣還、今以絳地交龍錦五匹、絳地縹栗罽十張、蒨絳五十四匹、紺青五十四匹、答汝所獻貢、直

又特賜<sub>ニ</sub>汝紺地句文錦三匹、細斑華罽五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠鉛丹各五十斤、皆裝封付<sub>ニ</sub>難升、米牛利<sub>ニ</sub>還到錄受悉可<sub>ヲ</sub>以示<sub>ニ</sub>汝國中人<sub>ニ</sub>使<sub>ヲ</sub>知國家哀<sub>レ</sub>汝、故鄭重賜<sub>ニ</sub>汝好物<sub>ニ</sub>也(以下魏志倭人傳)

同正始元年(西曆二四〇年)。太守弓遵遣<sub>ニ</sub>建中校尉梯儁等<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>詔書印綬<sub>ニ</sub>詣<sub>ニ</sub>倭國<sub>ニ</sub>拜<sub>ニ</sub>假倭王<sub>ニ</sub>并齋<sub>レ</sub>詔、賜<sub>ニ</sub>金帛錦罽刀鏡采物<sub>ニ</sub>、倭王因<sub>レ</sub>使上表答<sub>ニ</sub>謝詔恩<sub>ニ</sub>

同四年。倭王復遣<sub>ニ</sub>使大夫伊聲耆掖邪狗等八人<sub>ニ</sub>、上<sub>ニ</sub>獻生口、倭錦、絳青縑、緜衣、帛布、丹、水獬、短弓矢、掖邪狗等、壹拜<sub>ニ</sub>率善中郎將印綬<sub>ニ</sub>

同六年。詔賜<sub>ニ</sub>倭難升米黃幢<sub>ニ</sub>、付<sub>レ</sub>郡假授

同八年。大守王頌到<sub>レ</sub>官、倭女王卑彌呼、與<sub>ニ</sub>狗奴國男王卑彌弓呼<sub>ニ</sub>素不<sub>レ</sub>和、遣<sub>ニ</sub>

倭載斯烏越等<sub>ニ</sub>詣<sub>レ</sub>郡說<sub>ニ</sub>相攻擊狀<sub>ニ</sub>遣<sub>ニ</sub>塞曹掾史張政等<sub>ニ</sub>、因齋<sub>ニ</sub>詔書黃幢<sub>ニ</sub>拜<sub>ニ</sub>假難升米<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>檄告<sub>ニ</sub>喻<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>……政等以<sub>レ</sub>檄告<sub>ニ</sub>喻<sub>ニ</sub>壹與<sub>ニ</sub>、壹與遣<sub>ニ</sub>倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人<sub>ニ</sub>送<sub>ニ</sub>政等<sub>ニ</sub>還、因詣<sub>レ</sub>臺獻<sub>ニ</sub>上男女生口三十人<sub>ニ</sub>貢<sub>ニ</sub>白珠五千孔、青

大句珠二枚、異文雜錦二十四匹

晋泰始二年(西曆二六六年)。十一月己卯倭人來獻<sub>ニ</sub>方物并園丘方丘<sub>ニ</sub>(晋書帝紀)

文中に郡とあるのは、いふまでもなく支那政府が朝鮮半島に設置した樂浪又は帶方郡治のことで、其長官は太守である。此等の記事によれば尠くとも魏時代までは、支那朝廷との間に直接交通はなく、常に帶方郡を経由したものとすべきである。大和朝廷との交通が支那の記録に残されたのは、宋の永初二年(西曆四二一年)を始めとし、天皇の御名は倭讚とある。其七年前東晋の義熙九年の紀に、高句麗と共に方物を獻じたとある倭夷も亦、或は大和朝廷をさしたのではないかと思はれるが、其は直接交通ではなく、任那日本府及帶方郡に於て取次いだものと思はれることは次篇に於て詳述する。

文中に現はれた女王卑彌呼及壹與の名の義は上述の通りであるが、其他倭國王師升、女王國大夫難升米、副使都市牛利、大夫伊聲耆掖邪狗、使臣倭載斯烏越並に狗

奴國男王卑彌弓呼等の人名は、國語としては殆ど難讀難解で、一二牽強し得られぬものがないでもないが、大泊瀬幼武(雄略)天皇を武とよび、小野妹子を蘇因高とするが如く、極度の省略又は轉呼を意とせぬ支那史書のことであるから、之を原名に還元することは到底不可能である。師升を大足彦忍代別(景行)天皇の訛稱とし〔松下見林〕、或は孝昭天皇なりとする説は、倭王といへば必ず天皇ならざるべからずとする豫斷の下に、紀の年紀若くは推定紀年からおし當てたもので論ずるに足らぬ。之を要する上掲の記事は化外の土侯國と漢魏晋との交渉に過ぎず、大和朝廷の關知せられざることである。

## 第七章 倭人習俗

生業——戸口——言語——信仰——衣食器用——建築——社會制度

倭乃至海人族に關する人種學的管見は既述の通りであるが、其習俗については國史には何等具體的の記事がない。之に反し晋の陳壽が撰述した魏志東夷傳中、倭人の章下に叙述せられた事項は、——大部分は魏略といふ既存の書に據つたものゝやうである——其當時(西曆第三世紀)の人の見聞に基き、眞偽はともかくも、想像から出たものではないから、研究資料としての價値は十分で、其後に編纂せられた史書、就中宋の范曄の後漢書にも、倭人に關する限り、之を以て宗として居る。但し無秩序に異聞を輯録したものであるから、章句を追うて説明することは却つて錯綜紛糾を招く虞がある。其故に原文を分解し、各個の資料を民族誌的

に排列して考察を加へ、必要に應じ他の古史をも參酌することにする。——引用文の右旁に細書した數字は、卷末添付の原文を參照する便宜の爲である。

倭人の體質に關しては、其人壽考或百年、或八九十年<sup>(三五)</sup>とあるの外、何等の所説がないが、長命であつたといふのは、結局體質の强健を意味するのではあるまいか。南方酷熱の地を本郷とする此種族も、世代を重ねるに従うて温帶の氣候になれ、冬季の極寒に傷はれぬやうになつたことは勿論であるが、尙暖地を好んだので、九州に於て最もよく蕃息したのであらう。其地の氣候については倭地温暖冬夏食<sup>(二九)</sup>生菜<sup>(三〇)</sup>とあり、草木の繁茂したことは勿論で、末盧(松浦)の如きは、草木茂盛行不見<sup>(六一)</sup>前<sup>(六二)</sup>とある。植物の名の擧げられて居るのは柁、杼、櫟、樟、椶櫚、投櫃、烏號、楓香、竹、篠、幹、桃支、薑、橘、椒、囊荷等で、一支(壹岐)國にも多<sup>(三六)</sup>竹木叢林<sup>(四)</sup>とある。特異なる禽獸は獼、猿、黑雉<sup>(二九)</sup>、牛、馬、虎、豹、羊、鵠等<sup>(二七)</sup>を産しなかつた。其

他の産物としては眞珠、青玉及丹<sup>(二七)</sup>をあげて居るのみであるが、種々の天産、就中海産物が饒多であつたことはいふまでもない。特に眞珠は豊富であつたと見えて、女王壹與の貢物中には白珠五千孔、青大句珠二枚<sup>(五一)</sup>とある。倭人の富は之が市易から贏ち得たものが多かつたのであらう。

民衆の生業は稼穡漁獵及交易であつたが、勿論土地によつて之を異にした。對馬の如きは土地山險、多<sup>(三)</sup>深林<sup>(四)</sup>道路如<sup>(五)</sup>禽鹿徑<sup>(六)</sup>、無<sup>(七)</sup>良田<sup>(八)</sup>とあり、従つて食<sup>(九)</sup>海物<sup>(一〇)</sup>自活、乘<sup>(一一)</sup>船南北市糴<sup>(一二)</sup>したのも當然のことである。一支(壹岐)國もまた多少田地はあつたが、耕田尙不<sup>(一三)</sup>足<sup>(一四)</sup>食、亦南北市糴<sup>(一五)</sup>とあるが如く、三千許家の口を糊するに足らなかつたのである。漁獲の方法としては、倭水人好沈沒捕<sup>(一六)</sup>魚蛤<sup>(一七)</sup>といひ、末盧(松浦)國の條下にも、人好捕<sup>(一八)</sup>魚鰓<sup>(一九)</sup>水無<sup>(二〇)</sup>深淺<sup>(二一)</sup>皆沉沒取<sup>(二二)</sup>之<sup>(二三)</sup>とあるだけで、梁<sup>(二四)</sup>、筌<sup>(二五)</sup>、鵜飼(第一卷一二三頁)等は此族人に知られて居なかつたやうである。

九州本土に於ては種<sup>(二六)</sup>禾稻<sup>(二七)</sup>紵麻蠶桑緝績<sup>(二八)</sup>して細紵縑繅<sup>(二九)</sup>を産した。稻は辰韓に於

でも生育したが、縦ひ其種子が禽鳥によつて運ばれ、自然に繁殖したことがあり得たとしても、米食の慣習がなければ、一般に耕作せられることもない筈であるから、倭人が其原産地なる南方の郷土から、其種子を將來したものとするべきであらう。紵麻はムシ(又はカラムシ)をいひ、原野に自生する一年草で、纖維原料となるものである。蠶桑(クハコ)のことは神代紀にも見えるが(一一二五八頁)、養蠶の我國に知られたのは仁徳朝のこと、傳へられて居るから〔記〕、此は天蠶を意味したのであらう。緝績<sup>ウツミ</sup>て細紵(細麻糸)、縑(二子糸)、緜(木織緯則ちユフであらう)を出すのであるのみで、織布には言及して居らぬけれども、後漢書東夷傳には知<sup>三</sup>績<sup>一</sup>爲<sup>二</sup>縑布<sup>一</sup>とあり、前章にあげた女王卑彌呼及壹與の貢物中にも斑布、倭錦、絳青縑、緜衣、帛布、異文雜錦をあげて居るから、倭文布<sup>シドリ</sup>その他の布帛を生産したことは疑がない。

國々有<sup>レ</sup>市、交<sup>ニ</sup>易有<sup>ニ</sup>使<sup>ニ</sup>大倭監<sup>一</sup>之とあるを見ても、交易は相當に開けて居た

ものとするべきで、上記の如く對馬及壹岐の住民が、食糧不足の結果、南北に市糴しただけではないのである。大倭は倭人の長老を意味すること勿論で、之をして監督せしめたとあるのは、市場が公立的性質を帯びたことを意味し、局地交市ばかりではなく、外國とも貿易し、ことに辰韓に産する鐵を買ひ取つたとある〔後漢書及魏志東夷傳〕。後記の如く倭人は鐵鏃を用ひたとあるのに、其より二百五十年後の隋書倭國傳に、當時の日本民族が骨爲<sup>ニ</sup>矢鏃<sup>一</sup>とのみ記して鐵鏃をあげて居らぬのは、文化が退歩したことを表示するものではなく、海外貿易が減退して、原料の供給が不足になつたからであらう。

産業の興隆に伴うて人口も大に蕃殖したと見えて、對馬壹岐及二十一小邑を除き、邪馬臺以下の六國だけでも次の如く十四萬六千餘戸を算して居る。

邪馬臺 七萬餘戸

投馬 五萬餘戸

奴 二萬餘戸

末盧 四千餘戸 伊都 千餘戸 翰苑所引の「魏略」には戸萬餘とある。  
不彌 千餘戸

一戸の平均人口は不明で、後漢書郡國志に樂浪郡は戸六萬一千四百九十二、口二十五萬七千五十とあり、平均一戸四人強となるが、倭國に在つては有<sub>二</sub>屋室<sub>一</sub>父母兄弟臥息異<sub>レ</sub>處<sub>（二）</sub>とあるから、一戸中に一家族が共棲したものとせねばならず、其よりも高率であつたと思はれる。地積四五倍する三韓の戸數が通計十四五萬戸とあり〔魏志東夷傳〕、隋時代の大和は約十萬戸とある〔隋書〕に比べても、人口が稠密であつたと推定せられるのである。和名抄によるに右の六倭國及二十一小邑に相當する地域の郷數は左の通りである。

筑前國（宗像、遠賀、鞍手、嘉麻、穗波の五郡を除く） 十郡六十五郷

筑後國 十郡五十四郷

肥前國 十一郡四十五郷

肥後國（球麻、八代、葦北、宇土、天草の五郡を除く） 九郡七十二郷

合計二百三十六郷で、令により一郷を五十戸とすれば一萬一千八百戸となり、假に一戸が更に數房に分れて居たとしても、上記十四萬六千戸とは甚しく懸絶するから、魏時代から我醍醐天皇の御代まで約七百年の間に、此地方の人口は著く減少したものとせねばならぬ。其原因は之を活動的なるアマ種族の勢力失墜によると見るの外はなく、極めて興味のある問題であるが、之が論究は他の機會に譲ることとする。

此種族がほゞ大和民族の同様の言語を用ひた形跡のあることも、兩者の混同を來した一因といひ得る。上述の地名の大部分が今日まで傳はり、且國語を以て釋き得られると同様に、倭人傳にあげた少數の官名中にも、ヤマト語と同系又は其轉訛ではないかと思はれるものがある。其は此種族が直接その本郷から渡來した



のではなく、韓地に若干世代を過したからで、征服と歸化とを問はず、少數の移住者が多數の前住者と共存を欲するに於ては、移住地の言語を學び、之を以て意志を疏通する必要があり、自族の言語に固執することを許さぬからである。ヤマト語も亦朝鮮系の木族の言語に若干の修正を加へて成立したものであるから、彼此相通することは敢て怪しむに足らぬ。倭人傳にあげた官名と稱するものは左の通りである。

對馬、一支。 大官曰ニ卑狗、副曰ニ卑奴母離-

伊都。 官曰ニ爾支、副曰ニ泄謨觚、柄渠觚-

奴。 官曰ニ兕馬觚、副曰ニ卑奴母離-

不彌。 官曰ニ多模、副曰ニ卑奴母離-

投馬。 官曰ニ彌々、副曰ニ彌々那利-

邪馬臺。 官有ニ伊支馬、次曰ニ彌馬升、次曰ニ彌馬獲支、次曰ニ奴佳鞮-

こゝに官(副)とあるのは會長(頭目)の意で、上記狗奴國の官人狗古智卑狗の如く(第二五二頁)、人名もあるやうであるが、多くは稱號又は職名かと思はれる。左に逐次釋明を試みる。

卑狗。 ヒコ(彦)の謂なること勿論で、其地の首長をツシマ彦、イキ彦の如く稱へたのであらう。

卑奴母離。 ヒナモリ(夷守)の轉訛であらう。日向國夷守〔景行紀〕〔式〕、筑前國夷守驛家〔萬〕〔式〕、越後國頸城郡夷守郷〔和〕、美濃國厚見郡比奈守神社〔式〕等の地名にも残り、モリは守の義であるが、國守、太守の守と同じく管領の意に轉じ、縣守または竹屋守などいふ用例もあるから(六一―一二頁)、ヒナ族の支配者の謂であらう。

爾支。 ヌシの訛で、女王から派遣せられた大率(四四)をいひ、何々之大人といふべきを略してヌシと稱へたのであらう。

泄謨觚、兕馬觚。シマコの轉訛で、シマは聚落地即ち栖區スマをいひ（一一一六三頁）、その君長といふ意を以てシマコ（子は男子の敬稱）と稱へたものと思はれる。

柄渠觚。彦子の寫音で、公子といふほどの意であらう。

多模タモ。タマ（魂）の轉呼で、大國主を宇都志國玉又は大國玉（四一一〇六頁）、天稚彦の父を天國玉（五―五四頁）と稱するやうに、君長に與へた稱號であらうと思はれる。——ポリネシア語のタマは「父」の意である。

彌彌ミミ。御身の意で、敬稱として用ひた例は極めて多く耳の字をあてるのが普通である。

彌彌那利ミミナリ。ミミ（御身）之アリ（貴人）の連約（四―二四〇頁参照）。副とはあるが

恐らくは上記彌々の別稱であらう。

伊支馬イシマ、彌馬升ミマノセ、彌馬獲支ミマノウシ、奴佳鞮ヌカテ。一般的敬稱または職名とは思はれぬか

ら、個人名號と見るべきであらう。ヌカテの如きは語義は判明せぬが、敏達皇女糠手姫を始め、大伴糠手子連、坂本臣糠手、大河内直糠手等、人名に用ひた例が少くはない。支馬シマは上述のやうに栖區スマをいひ、ミマも亦第一章（五六頁）に説いた通り貴人の采邑を意味する。其他の語義も推定し得られぬことはないが、人名とすれば本章に於て論ずる必要があるまい。

右の如く釋明すると、此種族の支配制度の一面が髣髴せられるやうであり、且倭人國內にヒナ（夷）即ちヒ（火）族が雜居して居たことが判明する。文獻學的研究に於て片言隻句も忽にすべからざることの一證は、これによつても歴然たるものがある。

宗教的觀念及行事についても、倭人傳は若干の資料を供給する。女王卑彌呼は事ニ鬼道ニ能惑（四六）衆——後漢書には事ニ鬼神道ニ能以レ妖惑レ衆——とあり、鬼又は鬼

神は亡魂の謂であるから〔周易〕〔禮記〕、今日の表現に従へば祖先崇拜教を奉じたので、支那人は之を邪道としたから、其巫(女祝)が託宣又は啓示することを惑衆と評し、以妖をいふ潤色をすら加へたのであるが、其は我上代信仰と軌を一にするもので、女性が司祭の職に任じたことも、我祭神古俗と一致する。祭祀の對象が死者の靈魂であるとすれば、葬儀もまた祭神に準じたことは奇とするに足らず、倭人傳には次の如く描寫せられて居る。

始死停<sub>レ</sub>喪十餘日、當時不<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒、已葬、舉<sub>レ</sub>家詣<sub>ニ</sub>水中、澡浴以如<sub>ニ</sub>練沐<sub>一</sub> (二五)

歌舞飲酒は娛樂の爲ではなく、祭祀の行事をいひ、天稚彦及饒速日命の殞斂に日八日夜八夜以遊也〔記〕、日七夜七以爲<sub>ニ</sub>遊樂<sub>一</sub>〔舊〕とあると同じ趣である(五一八一、八二、一九九頁)。然るに後漢書に等類就歌舞爲<sub>レ</sub>樂と説いたのは、原説の眞意を察せざる潤色といはねばならぬ。澡浴は勿論ミソギ(禊)を意味し、晋書にも自潔以

除<sub>ニ</sub>不祥<sub>一</sub>と註記してある通り、死の穢を忌む風習が存したからであらう。不<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>肉を事實とすれば異習であるが、後漢書に不<sub>レ</sub>進<sub>ニ</sub>酒食<sub>一</sub>とある所を見ると、悲歎の餘り飲食をとらぬことをいふので、特に肉食のみを避けたのではあるまい。——佛教の精進、即ち葷酒を遠けるといふ制禁は此當時は尙支那人にも知られて居なかつたのである。

司祭巫覡の外に、祈禱者または修驗者の如きものも存したと見えて、次の如き記事がある。

其行來渡<sub>レ</sub>海詣<sub>ニ</sub>中國、恒使<sub>ニ</sub>一人<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>梳<sub>レ</sub>頭、不<sub>レ</sub>去<sub>ニ</sub>蟣蝨<sub>一</sub>、衣服垢汚、不<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>肉、不<sub>レ</sub>近<sub>ニ</sub>婦人<sub>一</sub>如<sub>ニ</sub>喪人<sub>一</sub>、名<sub>レ</sub>之爲<sub>ニ</sub>持衰<sub>一</sub>、若行者吉善、共顧<sub>ニ</sub>其生口財物<sub>一</sub>、若有<sub>ニ</sub>疾病<sub>一</sub>遭<sub>ニ</sub>暴害<sub>一</sub>、便欲<sub>レ</sub>殺<sub>レ</sub>之、謂<sub>ニ</sub>其持衰不<sub>レ</sub>謹<sub>一</sub> (二六)

持衰は倭語ではなく、衰(喪服)を持するものといふ意を以て支那人が與へた名稱であらう。不<sub>レ</sub>梳<sub>レ</sub>頭以下は齋戒をいひ、三年居喪の状況を思ひ寄せて潤色したに

過ぎず、持衰にあらずとも、當時の小舟を以て航海中、櫛頭、沐浴、更衣、漁色を事とするものはなかつた筈であるから、恐らくは其以外にも特別の戒謹法を修したのであらう。顧は雇に通じ、勞に報いるといふ意である。——後漢書には雇以三財物とある——此やうな習俗は我古傳説中には見えぬから、倭人固有のものか、若くは大陸又は半島居住中に學んだものであるかも知れぬ。次のト占法もまた今日シャーマン教徒が行ふ所と相類似する。

其俗舉レ事行來、有レ所ニ云爲ニ輒灼レ骨而ト、以占ニ吉凶ニ、先告レ所レト、其辭如ニ

令レ龜法ニ視ニ火拆ニ占レ兆<sup>(三三〇)</sup>

後漢書にも灼レ骨以下、用決ニ吉凶とあり、兆灼<sup>カクヤキ</sup>の材料として骨を用ひたとあるので、高天原傳説に見える波波迦占を之に牽強することが殆ど通説のやうになつて居るが、其無稽なることは前篇第三卷(一二七、一四〇頁)に述べた通りである。シャーマンのト法に用ひるのは羊の肩胛骨であるが、羊は上記の如く此國土には産せ

ずとあるから、鹿その他の動物の骨または人骨であつたかも知れぬが、いづれにしてもヤマト民族の古俗ではない。其辭如ニ令レ龜法とあるのは咒文の謂で、龜トに於て龜に令する言辭と類似するといふことである。

常食物についての記録はないが、稼穡漁獵を生業としたとすれば、食用の品種も察するに難からず、對馬壹岐には田地が乏しいので、住民が市糴したとあるを見ても、米を主食物としたものと思はれる。特記せられて居るのは冬夏食ニ生菜<sup>(二九)</sup>と、有ニ薑、橘、椒、囊荷ニ不知<sup>ニ</sup>以爲<sup>ニ</sup>滋味<sup>(二八)</sup>とあることのみで、生菜、野菜も亦食膳に上つたのであらう。人性嗜<sup>ニ</sup>酒<sup>(三二)</sup>とあるが、造酒法は説明せられて居らぬ。食飲用ニ籩豆<sup>(三三)</sup>手食とあるのは、竹製の容器は有したけれども箸匙を用ひなかつたことをいひ、ヤマト風俗を描寫したと思はれる隋書倭國傳には、俗無<sup>ニ</sup>盤俎<sup>(三六)</sup>藉以<sup>ニ</sup>檨葉<sup>(三七)</sup>、食用<sup>レ</sup>手舖<sup>レ</sup>之とあるのが誤でないと思はれば、退化のやうに見えるが、其は習

慣の相違に過ぎず、カシハ(葉盤)に食を盛るのは我古俗で、土器、竹、木器その他の什器がなかつたといふわけではない。

身装中倭人の特色とすべきは黥面文身で、之に關しては次の如き記事がある。

男子無<sub>二</sub>大小<sub>一</sub>皆黥面文身<sup>(九)</sup>……夏后少康之子、封<sub>二</sub>於會稽<sub>一</sub>斷髮文身、以避<sub>二</sub>蛟龍之害<sub>一</sub>、今倭水人好沈沒、捕<sub>二</sub>魚蛤<sub>一</sub>、文身亦以厭<sub>二</sub>大魚水禽<sub>一</sub>、後稍以爲<sub>レ</sub>飾、諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有<sub>レ</sub>差<sup>(一〇)</sup>。

アマ人に文身の習俗の存したことは前卷(第二四五頁以下)にも述べたが、其起原を會稽に封ぜられた夏后小康之子に託し、或は晋書の説のやうに吳の太伯の後なるが故とするのは、此種族が閩越の蠻人<sup>(カ)</sup>と同種なることを暗示するものである(六一二五三頁)。文身は決して蛟龍の害を避け、大魚水禽を厭することが目的ではなく、海濱に居住せずとも、此族人は劓青を施したので、之と觸接した馬韓弁辰人中にも文身したものがあり(後漢書)、辰韓に於ては男女近<sub>レ</sub>倭亦文身(魏志)とある

のであるから、裝飾用とせねばならぬが、本初は識別の爲であつたことは、諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有<sub>レ</sub>差とある通りである。黥面は別として、四肢軀體に文身するが如きは、四季を通じて被服に身を包む寒帯乃至温帯の國土に於ては思ひも寄らぬことであるから、其起原が南方酷熱の地であつたのは想像に難からぬことである——拙著太平洋民族誌及ミクロネシア民族誌參照——アマ(海人)族によつて傳來せられたものなるが故に、三韓人にも我先住民族中にも此習俗はなかつたのである。

文身の外に身體を塗粧する風習も存し、以<sub>二</sub>朱丹<sub>一</sub>塗<sub>二</sub>其身體<sub>一</sub>如<sub>二</sub>中國用<sub>一</sub>粉也<sup>(一一)</sup>とある。吾田の隼人も同様であつたことは、前篇第六卷(一〇二頁)に説いた通りで、其原料には山地から産出する丹(赭土)を用ひたものと思はれる。頭髮については男子皆露<sub>レ</sub>紒、以<sub>二</sub>木緜<sub>一</sub>招<sub>レ</sub>頭<sup>(一二)</sup>、婦人被<sub>レ</sub>髮屈<sub>レ</sub>紒<sup>(一三)</sup>とある。紒は結髮の意であるから、露紒は髮の結び目の暴露、即ち頭被を用ひざることをいひ、被髮屈紒は下げ髮に

して其末を折り曲げて結んだことをいふのであらう。招頭の招はアグ、カカグの義を有するから、鉢巻をして亂髪を防ぐことをいひ、イザナギの命や鹽土老翁のやうに櫛を用ひることはなかつたものと思はれる(二一九三頁、六一一六三頁)。

男子の衣服は横幅但結束、相連略無縫<sup>(二三)</sup>とあるから、腰以下にはサーロン状の裳を巻きつけ、上衣も亦一幅の布を所々綴ちて、菰又はイトタテ(糸經)を着ると同様に纏うたものと思はれる。之に反して婦人服の制式は如<sup>ニ</sup>單被<sup>ニ</sup>穿<sup>ニ</sup>其中央<sup>ニ</sup>貫<sup>レ</sup>頭衣<sup>レ</sup>之<sup>(二五)</sup>とあり、風呂敷に孔をあけたやうなものであつたのであらう。前者は今もニウジーランドのマオリ族に於て之を見、後者はカロリン島民の上衣の其である。いづれも原始的な被服ではあるが、尙其制を有したに拘はらず、履履の類は用ひなかつたと見えて皆徒跣<sup>(二六)</sup>とあるのである。頭頸四肢の装着具については記録がないが、上掲の眞珠青玉<sup>(二七)</sup>が装身の用に供せられたことは言ふまでもない。

兵器としては矛盾木弓<sup>(二八)</sup>をあげ、木弓短<sup>レ</sup>下、長<sup>レ</sup>上といひ、竹箭、或鐵鏃、或骨鏃

とある。漢字弓はマユミ(眞弓)を意味し(五―五六頁)、ハジュミ(彈弓)又はツクユミ(弩)を擧げて居らぬ所を見ると、之を用ひなかつたものと思はれる。木を以て弓材としたとすれば其が木幹であつても枝條であつても、端末は弱く、根本は強くして弾力が齊一であり得ぬから、矢を番へる部分よりも上方を長く、下方を短くせねば均衡が取れなかつた筈である。鐵は國産ではなく、辰韓から産出するものを市うたのであるが(後漢書)(魏志)、交易が盛であつたから消耗品たる矢鏃に之を用ひることをも吝まなかつたのであらう。されば鐵製の工作器具を有したことは勿論で、今日出土する石骨器に金屬具を以て加工した形跡の存するもの之に因るものである。鋼製の刀劍が夙に我國に輸入せられたことは、既に前篇第四卷(三〇頁以下)に述べた。

女王卑彌呼の居處は宮室樓觀、城柵嚴設、常有<sup>レ</sup>人持<sup>レ</sup>兵守衛<sup>(四七)</sup>といひ、外にも有<sup>ニ</sup>

邸閣(四二)と記されて居る。其は多少の誇張潤色もあらうが、同時代の挹婁に於ては常爲ニ穴居、以レ深爲レ貴、大家至レ接ニ九梯一といひ(後漢書)、馬韓に在つては居處作ニ草屋土室、形如レ冢、其戸在レ上(魏志)とあるに比べると、高級建築術を知つて居たとせねばならぬ。韓人が舉家土室内に居住し、長幼男女の別がなかつた(魏志)といふに反し、有ニ屋室、父母兄弟臥息異レ處(二二)とあるから、民屋も亦室房を區劃するだけの大きさを有したものである。従て上記の邸閣宮室樓觀の規模も決して矮陋ではなく、相當の輪奐を有したものとせざるを得ぬ。城柵の規模様式も亦不明であるが、嚴設とある通り、敵襲に備ふるに十分なものであつたのであらう。

死者の爲には棺を設け、封レ土作レ冢とある(二四)。無レ槨とあるのは近世此地方から發掘せられる古墳の制式と一致せぬやうであるが、或は之は民庶についていひ、豪族、貴人の陵墓に在つては羨道、玄室を備へたのであるかも知れぬ。女王卑彌呼の冢は徑百餘步、徇葬者奴婢百餘人(五〇)とあるから、宏壯なるものであつたとせねばならぬ。

國家組織に關しては記述が甚貧弱で、之を詳にし得ぬが、尠くとも女王卑彌呼は名實ともに國王で、兩筑兩肥に跨がる版圖に一國家を形成して居たものと思はれる。さりながら附庸として列舉した二十六國は、國とはあるけれども、正しくは局地的乃至社會的集團で、大和朝廷治下の國造、別、稻置乃至縣主領と同様なものであつたのであらう。されば其君長に關する倭人傳の記事も甚曖昧で、例へば伊都國の如きは世有レ王、皆統ニ屬女王國(八)とあるにも拘はらず、後段には自ニ女王國(四四)以北特置ニ一大率、檢ニ察諸國、諸國畏レ憚之、常治ニ伊都國、於ニ國中、有レ如ニ刺史一とあり、官名のみをあげて、王の稱號を記さぬことも奇とすべきである。恐らくは其主席官は即ち君長で、稱號を異にするのは集團の性質及組織が一樣でなかつたからであらう。奴國に於てはシマコが首席であるのに、伊都國ではニシを第一

位とするのは、女王から派遣せられた刺史なるが故である。各君長の選挙方法も亦不明であるが、女王卑彌呼の男弟が治國を助けたとあるのは、<sup>(四六)</sup>男性族長母系承統制度を想起せしむるに足るものがあるから、或は母系を以て相承したのであるかも知れぬ。

女王國の法制はほゞ整備して居たやうで、租税を徴收し<sup>(四二)</sup>、其犯<sup>(四一)</sup>法輕者没<sup>(四二)</sup>其妻子、重者滅<sup>(三九)</sup>其門戶及宗族とある。さりながら之を犯すものは少く、不<sup>(三八)</sup>盜竊<sup>(三八)</sup>少<sup>(三八)</sup>諍訟<sup>(三八)</sup>と記されて居るのは、人情が尙淳朴であつたからであらう。社會の秩序もよく保たれ、尊卑各有<sup>(四〇)</sup>差序<sup>(四〇)</sup>足<sup>(四〇)</sup>相臣服<sup>(四〇)</sup>といひ、其實況が次の如く描寫せられて居る。

下戸與<sup>(四五)</sup>大人<sup>(四五)</sup>、相逢道路<sup>(四五)</sup>、逡巡入<sup>(四五)</sup>草<sup>(四五)</sup>、傳<sup>(四五)</sup>辭說<sup>(四五)</sup>事<sup>(四五)</sup>、或蹲或跪<sup>(四五)</sup>、兩手據<sup>(四五)</sup>地爲<sup>(四五)</sup>之恭<sup>(四五)</sup>敬<sup>(四五)</sup>、對應聲曰<sup>(四五)</sup>噫<sup>(四五)</sup>、比如<sup>(四五)</sup>然諾<sup>(四五)</sup>。

此は近世まで我民族の間にも行はれた作法であるが、其淵源は遠く此時代に存し

たものと思はれる。見<sup>(三四)</sup>大人所<sup>(三四)</sup>敬<sup>(三四)</sup>、但搏<sup>(三四)</sup>手以當<sup>(三四)</sup>跪拜<sup>(三四)</sup>とあるのも我古俗と一致するものといふべく、雄略天皇から大御大刀及弓矢並に百官の身に着けた衣服等を授けられた一言主之大神は、手打受<sup>(三四)</sup>其捧物<sup>(三四)</sup>とあり〔記〕、持統天皇の即位の儀にも公卿百寮羅列匝拜而拍手とある〔紀〕。降つて延暦十八年正月の朝賀に、渤海國使が列席したので、拍手をやめられたことが日本後記に見え、其頃まで天皇に對しては尙此敬禮法が行はれたのであるが、後世拜神の場合に限るやうになつた。宣長以下の學匠は之を歡喜の表示と説いて居るが、周禮春官宗伯第三に大祝辨<sup>(三四)</sup>九拜<sup>(三四)</sup>云々四曰<sup>(三四)</sup>振動<sup>(三四)</sup>とあり、鄭註に動讀爲<sup>(三四)</sup>董<sup>(三四)</sup>、書亦或爲<sup>(三四)</sup>董<sup>(三四)</sup>、振董以<sup>(三四)</sup>兩手<sup>(三四)</sup>相擊也<sup>(三四)</sup>と釋かれて居るから、支那でも太古に行はれた一種の敬禮法で、南太平洋のフィジー島に於ても庶民が會長に接する場合には、掌を一つ二つ軽く打合はせることを上品な作法として居るのである。

さりながら之は決して上位者が下に驕り、若くは之を虐げたことをいふのでは



なく、上記の如く集團の多くが單一種族より成るものにあらずして夷族を包括したから、階級の別が嚴重であつたのであらう。内に於ては臥息處を異にするにも拘はらず、其會同座起、父子男女無<sup>(三二)</sup>別とあるが如く、頗る平等的であつたやうであるから、氏族集會に於ても同様の親睦が想像せられる。しかも尙放縱なるに至らず、風俗不<sup>(三一)</sup>淫とも婦人不<sup>(三七)</sup>淫、不<sup>(三七)</sup>妬忌ともあるのである。

其俗、國大人皆四五婦、下戸或二三婦<sup>(三六)</sup>とあるのは、一面から見た觀察で、之と婦人不<sup>(三六)</sup>妬忌とある記述とを結びつけて、一夫多妻主義が公然認められて居たとすることは出来ぬ。母系承統制が存したとすれば、婦人の権力は相當に強かつた筈で、一人の夫の爲に一生を捧げるといふやうな道德觀念に固執したかは疑問とすべく、後漢書に國多<sup>(三七)</sup>女子として一夫多妻の理由としようとしたのは信すべからざることである。晋書によれば嫁娶不<sup>(三八)</sup>持<sup>(三八)</sup>錢帛<sup>(三八)</sup>以<sup>(三八)</sup>衣迎<sup>(三八)</sup>之とし、買妻の風習が存したかのやうに説かれて居るが、同系に屬するアツマ人の間にも其形跡が認め

られぬから、恐らくは編者房喬が自國の慣習から類推したのであらう。

以上は倭人傳にあらはれた大要であるが、此によれば當時の倭人は比較的高い文化を有したものとすべきで、既に石器時代を過ぎ、稼穡の道を知り、交易の利を解し、人口の密度は平安朝時代に數倍して居たのである。引用の魏略に其俗不<sup>(三九)</sup>知<sup>(三九)</sup>正歲四節<sup>(三九)</sup>但記<sup>(三九)</sup>春耕秋收<sup>(三九)</sup>爲<sup>(三九)</sup>二年紀<sup>(三九)</sup>とあるのは、第一卷序說(第一九頁)に述べたやうに、未だ曆數を知らなかつたことを意味し、文字を用ひた形跡もなく、禮樂と名づくべきものは尙未だ存在しなかつたので、當時の支那人の眼からは未開の蠻族のやうに見えたかも知れぬが、二百五十年後隋から來朝した使臣裴清等の見聞〔隋書倭國傳〕と比較するに、庶人に關する限り大なる徑庭がないやうに思はれるのである。

〔參照〕

古事記中卷

神沼河耳命坐葛城高岡宮、治天下也、此天皇娶師木縣主之  
祖河俣毘賣、生御子師木津日子玉手見命柱一天皇御年肆拾  
伍歲、御陵在衝田岡也  
師木津日子玉手見命坐片鹽浮穴宮、治天下也、此天皇娶河  
俣毘賣之兄縣主殿延之女阿久斗比賣、生御子常根津日子  
伊呂泥命自伊下三字以音次大倭日子鉏友命、次師木津日子命、此天

皇之御子等、并三柱之中、大倭日子鉏友命者、治天下、次師木津日子命之子、二王坐、一子孫者。伊賀須知之稻置、那婆理一子和知都美命者、坐淡道之御井宮、故此王有二女、兄名蠅伊呂泥、亦名意富夜麻登久邇阿禮比賣命、弟名蠅伊呂杼也、天皇御年肆拾玖歲、御陵在畝火山之美富登也。

大倭日子鉏友命坐輕之境岡宮、治天下也、此天皇娶師木縣主之祖、賦登麻和訶比賣命、亦名飯日比賣命、生御子御真津日子訶惠志泥命。自訶下四字以音次多藝志比古命。柱二故御真津日子訶惠志泥命者、治天下也、次當藝志比古命者。血沼之別、多遲麻之竹別、葦井之稻置之祖天皇御年肆拾伍歲、御陵在畝火山之真名子谷上也。

御真津日子訶惠志泥命坐葛城掖上宮、治天下也、此天皇娶

尾張連之祖、奧津余曾之妹、名余曾多本毘賣命、生御子天押帶日子命、次大倭帶日子國押人命。柱二故弟帶日子國忍人命者、治天下也、兄天押帶日子命者。春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣、柿本飯高君、壹師君、近淡海國造之祖也天皇御年玖拾參歲、御陵在掖上博多山上也。

大倭帶日子國押人命坐葛城室之秋津嶋宮、治天下也、此天皇娶姪忍鹿比賣命、生御子大吉備諸進命、次大倭根子日子賦斗邇命。二柱、自賦下三字以音故大倭根子日子賦斗邇命者、治天下也、天皇御年壹佰貳拾參歲、御陵在玉手岡上也。

大倭根子日子賦斗邇命坐黑田廬戶宮、治天下也、此天皇娶十市縣主之祖、大目之女、名細比賣命、生御子大倭根子日子

國玖琉命一柱、玖流二字以音又娶春日之千千速真若比賣、生御子千千速比賣命柱一又娶意富夜麻登玖邇阿禮比賣命、生御子夜麻登登母母曾毘賣命、次日子刺肩別命、次比古伊佐勢理毘古命、亦名大吉備津日子命、次倭飛羽矢若屋比賣柱四又娶其阿禮比賣命之弟、蠅伊呂杼、生御子日子寤間命、次若日子建吉備津日子命柱二此天皇之御子等、并八柱男王三五、女王三五故大倭根子日子國玖琉命者、治天下也、大吉備津日子命、與若建吉備津日子命、二柱相副而、於針間氷河之前、居忌瓮而、針間爲道口、以、言向和吉備國也、故此大吉備津日子命者吉備上道也次若日子建吉備津日子命者吉備下道也次日子寤間命者針間牛鹿也次日子刺肩別命者高志之利波臣、豐國之國前臣、五百原君、角鹿海直之祖也天皇御年壹佰陸歲、御

陵在片岡馬坂上也

大倭根子日子國玖琉命坐輕之堺原宮、治天下也、此天皇娶穗積臣等之祖、內色許男命色許二字以音下效此妹、內色許賣命、生御子大毘古命、次少名日子建猪心命、次若倭根子日子大毘毘命柱三又娶內色許男命之女、伊迦賀色許賣命、生御子比古布都押之信命自比音、都音又娶河內青玉之女、名波邇夜須毘賣、生御子建波邇夜須毘古命柱一此天皇之御子等并五柱、故若倭根子日子大毘毘命者、治天下也、其兄大毘古命之子建沼河別命者阿倍臣等之祖次比古伊那許志別命自比音、此者騰臣之祖也比古布都押之信命娶尾張連等之祖、意富那毘之妹、葛城之高千那毘賣那毘二字以音生子味師內宿禰此者山代內臣之祖也又娶木國造之祖、宇豆

比古之妹、山下影日賣、生子建內宿禰、此建內宿禰之子并九  
女七波多八代宿禰者波多臣、林臣、波美臣、星川臣、淡海臣、長谷部之君之祖也次許勢小柄宿

禰者許勢臣、雀部臣、輕部臣之祖也次蘇賀石河宿禰者蘇我臣、川邊臣、田中臣、高向臣、小治田臣、櫻井臣、岸田臣等之

祖也次平群都久宿禰者馬平群臣、佐和良臣、御機連等祖也次木角宿禰者木臣、都奴

祖之次久米能摩伊刀比賣、次怒能伊呂比賣、次葛城長江曾都

毘古者玉手臣、的臣、生江臣、阿藝那臣等之祖也又若子宿禰江野財臣之祖此天皇御年伍拾

漆歲、御陵在劔池之中岡上也

若倭根子日子大毘毘命坐春日之伊邪河宮、治天下也、此天

皇娶且波之大縣主、名由基理之女、竹野比賣、生御子比古由

牟須美命一柱、此王名以音又娶庶母伊賀迦色許賣命、生御子御真木

入日子印惠命印惠二字以音次御真津比賣命柱二又娶丸邇臣之祖、

日子國意祁都命之妹、意祁都比賣命意祁都三字以音生御子日子坐

王柱一又娶葛城之垂見宿禰之女鸕比賣、生御子建豐波豆羅

和氣王一柱、自波下五字以音此天皇之御子等并五柱男王四、故御真木

入日子印惠命者、治天下也、其兄比古由牟須美王之子、大筒

木垂根王、次讚岐垂根王二王、讚岐二字以音此二王之女五柱坐也、次日

子坐王娶山代之荏名津比賣、亦名荏幡戶辨此一字以音生子大

俣王、次小俣王、次志夫美宿禰王柱三又娶春日建國勝戶賣之

女、名沙本之大闢見戶賣、生子沙本毘古王、次袁邪本王、次沙

本毘賣命、亦名佐波遲比賣此沙本毘賣命者為伊久米天皇之次室

毘古王柱四又娶近淡海之御上祝以伊都玖此三字以音天之御影

神之女、息長水依比賣、生子丹波比古多多須美知能宇斯王

此王名以音 次水之穗真若王、次神大根王、亦名八瓜入日子王、次水穗五百依比賣、次御井津比賣柱五 又娶其母弟袁祁都比賣命、生子山代之大筒木真若王、次比古意須王、次伊理泥王柱三、此二王名以音 凡日子坐王之子并十一王、故兄大侯王之子曙立王、次菟上王柱二 此曙立王者伊勢之品遲部君、伊勢之佐那造之祖 菟上王者比賣陀君之祖 次小侯王者當麻勾君之祖 次志夫美宿禰王者佐佐君之祖也 次沙本毘古王者日下部連、甲斐國造之祖 次袁邪本王者葛野之別近淡海、蚊野之別祖也 次室毘古王者狹之祖耳別 其美知能宇志王娶丹波之河上之摩須郎女、生子比婆須比賣命、次真砥野比賣命、次弟比賣命、次朝廷別王柱四 此朝廷別王者三川之穗別之祖 此美知能宇斯王之弟水穗真若王者近淡海之祖 次神大根王者三野國之本巢國造、長幡部連之祖 次山代之大筒木真若

王娶同母弟伊理泥王之女、丸泥能阿治佐波毘賣、生子迦邇米雷王迦邇米三字以音 此王娶丹波之遠津臣之女、名高材比賣、生子息長宿禰王、此王娶葛城之高額比賣、生子息長帶比賣命、次虛空津比賣命、次息長日子王三柱、此王者吉備品遲君、針間阿宗君之祖 又息長宿禰王娶河侯稻依毘賣、生子大多牟坂王多牟二字以音、此者多遲摩國造之祖也 上所謂建豐波豆羅和氣王者道守臣、忍海部造、御名部造、稻羽忍海部、依網之阿毘古等之祖也 天皇御年陸拾參歲、御陵在伊邪河之坂上也

(明宮拔萃)昔有新羅國主之子、名謂天之日矛、是人參渡來也、所以參渡來者、新羅國有一沼、名謂阿具奴摩自阿下四字以音 此沼之邊、一賤女晝寢、於是日耀如虹指其陰上、亦有一賤夫、思異其

狀、恒伺其女人之行、故是女人自其晝寢時、妊身、生赤玉、爾其所伺賤夫、乞取其玉、恒褻著腰、此人營田於山谷之間、故、耕人等之飲食、負一牛而、入山谷之中、遇逢其國主之子、天之日矛、爾問其人曰、何汝飲食、負牛、入山谷、汝必殺食是牛、即捕其人、將入獄囚、其人答曰、吾非殺牛、唯送田人之食耳、然猶不赦、爾解其腰之玉、幣其國主之子、故赦其賤夫、將來其玉、置於床邊、即化美麗孃子、仍婚為嫡妻、爾其孃子常設種種之珍味、恒食其夫、故其國主之子心奢、詈妻、其女人言、凡吾者非應為汝妻之女、將行吾祖之國、即竊乘小船、逃遁渡來、留于難波此者坐難波之比賣、於是天之日矛聞其妻遁、乃追渡來、將到難波之間、其渡之神塞以不入、故更還、泊多遲摩國、即留其國而、娶多

遲摩之俣尾之女名前津見生子多遲摩母呂須玖、此之子多遲摩斐泥、此之子多遲摩比那良岐、此之子多遲麻毛理、次多遲摩比多訶、次清日子柱三此清日子娶當摩之咩斐生子酢鹿之諸男、次妹菅竈上由良度美此四字以音故上云多遲摩比多訶娶其姪由良度美生子葛城之高額比賣命此者息長帶比賣命之御祖故其天之日矛持渡來物者、玉津寶云而、珠二貫、又振浪比禮比禮二字以音、下切浪比禮、振風比禮、切風比禮、又奧津鏡、邊津鏡、并八種也此者伊豆志之八前大神也

魏志東夷傳

倭人在帶方東南大海之中，依山島爲國邑，舊百餘國，漢時有朝見者，今使譯所通三十國，從郡至倭，循海岸水行，歷韓國，乍南乍東，到其北岸，狗邪韓國，七千餘里，始度一海，千餘里，至對馬國，其大官曰卑狗，副曰卑奴母離，所居絕島，方可四百餘里，土地山險，多深林，道路如禽鹿徑，有千餘戶，無良田，食海物自活，乘船南北市糴，又南渡一海，千餘里，名曰瀚海，至一支國，官亦曰卑狗，副曰卑奴母離，方可三百里，多竹木叢林，有三千許家，差有田地，耕田猶不足食，亦南北市糴，又渡一海，千餘里，至

末盧國，有四千餘戶，濱山海居，草木茂盛，行不見前，人好捕魚，鮫，水無深淺，皆沈沒取之，東南陸行五百里，到伊都國，官曰爾支，副曰泄謨，觚，柄渠觚，有千餘戶，世有王，皆統屬女王國，郡使往來常所駐，東南至奴國，百里，官曰兕馬觚，副曰卑奴母離，有二萬餘戶，東行至不彌國，百里，官曰多模，副曰卑奴母離，有千餘家，南至投馬國，水行二十日，官曰彌彌，副曰彌彌那利，可五萬餘戶，南至邪馬臺國，女王之所都，水行十日，陸行一月，官有伊支馬，次曰彌馬升，次曰彌馬獲支，次曰奴佳鞮，可七萬餘戶，自女王國以北，其戶數道里可得，略載其餘旁國遠絕，不可得，詳次有斯馬國，次有已百支國，次有伊邪國，次有都支國，次有彌奴國，次有好古都國，次有不呼國，次有姐奴國，次有對蘇國，



次有蘇奴國、次有呼邑國、次有華奴蘇奴國、次有鬼國、次有爲吾國、次有鬼奴國、次有邪馬國、次有躬臣國、次有巴利國、次有支惟國、次有烏奴國、次有奴國、此女王境界所盡、其南有狗奴國、男子爲王、其官有狗古智卑狗、不屬女王、自郡至女王國、萬二千餘里、男子無大小、皆黥面文身、自古以來、其使詣中國、皆自稱大夫、夏后少康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之害、今倭水人、好沈沒捕魚蛤、文身亦以厭大魚水禽、後稍以爲飾、諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有差、計其道里、當在會稽東治之東、其風俗不淫、男子皆露紒、以木縣招頭、其衣橫幅、但結束相連、略無縫、婦人被髮屈紒、作衣如單被、穿其中央、貫頭衣之、種禾稻、紵麻蠶桑、緝績出細紵、縑繅、其地無牛馬虎

豹羊鵠、兵用矛楯木弓、木弓短下長上、竹箭或鐵鏃、或骨鏃、所  
有無與儋耳朱崖同、倭地溫暖、冬夏食生菜、皆徒跣、有屋室、父  
母兄弟臥息異處、以朱丹塗其身體、如中國用粉也、食飲用籩  
豆手食、其死有棺無槨、封土作冢、始死停喪十餘日、當時不食  
肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒、已葬舉家詣水中澡浴、以如練  
沐、其行來渡海詣中國、恒使一人不梳頭、不去蟻蝨、衣服垢污、  
不食肉、不近婦人、如喪人、名之爲持衰、若行者吉善、共顧其生  
口財物、若有疾病、遭暴害、便欲殺之、謂其持衰不謹、出真珠青  
玉、其山有丹、其木有柶杼豫樟、樛櫪投櫃、烏號楓香、其竹篠籥  
桃支、有薑橘椒蘘荷、不知以爲滋味、有獼猿黑雉、其俗舉事行  
來、有所云爲、輒灼骨而卜、以占吉凶、先告所卜其辭、如令龜法

視火坼占兆、其會同座起、父子男女無別、人性嗜酒魏略曰、其俗不知正歲四節、但記春耕秋收爲二年紀、見大人所敬、但搏手以當跪拜、其人壽考、或百年、或八九十年、其俗、國大人皆四五婦、下戶或二三婦、婦人不淫、不妬忌、不盜竊、少諍訟、其犯法輕者沒其妻子、重者滅其門戶及宗族、尊卑各有差序、足相臣服、收租賦、有邸閣、國國有市、交易有無、使大倭監之、自女王國以北特置一大率、檢察諸國畏憚之、常治伊都國、於國中有如刺史、王遣使詣京都帶方郡諸韓國及郡使倭國皆臨津、搜露、傳送文書賜遺之物、詣女王不得差錯、下戶與大人相逢道路、逡巡入草、傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地爲之恭敬、對應聲曰噫、比如然諾、其國本亦以男子爲王、住七八十年、倭國亂、相攻伐、歷年、乃共立一女子爲王、名曰

卑彌呼、事鬼道、能惑衆、年已長大、無夫婿、有男弟、佐治國、自爲王以來、少有見者、以婢千人自侍、唯有男子一人、給飲食、傳辭出入、居處宮室樓觀、城柵嚴設、常有人持兵守衛、女王國東渡海千餘里、復有國、皆倭種、又有侏儒國在其南、人長三四尺、去女王四千餘里、又有裸國黑齒國、復在其東南、船行一年可至、參問倭地絕在海中州島之上、或絕或連、周旋可五千餘里、景初二年六月、倭女王遣大夫難升米等、詣郡求詣天子朝獻、太守劉夏遣吏將送詣京都、其年十二月、詔書報倭女王曰、制詔親魏倭王卑彌呼、帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利、奉汝所獻男生口四人、女生口六人、斑布二匹、二丈、以到、汝所在踰遠、乃遣使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀汝、今以汝

爲親魏倭王、假金印紫綬、裝封付帶方太守、假授、汝其綬撫種人、勉爲孝順、汝來使難升米、牛利、涉遠道路勤勞、今以難升米爲率、善中郎將、牛利爲率、善校尉、假銀印青綬、引見、勞賜遣還、今以絳地交龍錦五匹、絳地縐粟罽十張、蒨絳五十匹、紺青五十匹、答汝所獻貢、直、又特賜汝紺地句文錦三匹、細斑華罽五張、白絹五十四匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠鉛丹各五十斤、皆裝封付難升米、牛利、還到錄受、悉可以示汝國中人、使知國家哀汝、故鄭重賜汝好物也、正始元年、太守弓遵遣建中校尉梯儻等、奉詔書印綬詣倭國、拜假倭王、并齎詔、賜金帛錦罽刀鏡采物、倭王因使上表答謝詔恩、其四年、倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人、上獻生口、倭錦、絳青縑、緜衣、帛布、丹、

水獬、短弓矢、掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬、其六年、詔賜倭難升米黃幢、付郡假授、其八年、太守王頎到官、倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和、遣倭載斯烏越等詣郡、說相攻擊狀、遣塞曹掾史張政等、因齎詔書黃幢、拜假難升米、爲檄告諭之、卑彌呼以死、大作冢徑百餘步、殉葬者奴婢百餘人、更立男王、國中不服、更相誅殺、當時殺千餘人、復立卑彌呼宗女壹與、年十三爲王、國中遂定、政等以檄告諭壹與、壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人、送政等還、因詣臺獻上男女生口三十人、貢白珠五千孔、青大句珠二枚、異文雜錦二十四

索引

あ行

吾娥津媛	一〇三	アスハ(足羽)〔族〕〔地〕	五一
阿賀比古、阿賀比賣	二二六	阿蘇君	一四〇
阿加流比賣	一三三	阿宗君	一九三
秋津嶋宮	六〇	吾田隼人	九、三五
阿久斗比賣	八〇、八四、八八、二七	吾田彦	一八五
阿具奴摩	一三三	阿遲須伎高日子尼神	二一〇
曙立王 <small>アケタツミ</small>	一八〇、一八二	アツミ(海)〔族〕	二三九
足高玉	一三三、一三四	アナシ(穴師)〔族〕	二二三、二六、三〇
葦原色許乎命	二二二、二三八	穴師比賣	二二五
葦井稻置	一五一	阿那臣	一五七
		吾名邑	二三五、三九
		穴穗箭	三一

安寧天皇 一五〇  
 栗田臣 一五五  
 淡路の出淺邑 一三九  
 阿波國長邑之海人 二一八  
 アビコ(姓) 一九五  
 阿比良(吾平津)媛 九  
 淡海川枯姫 九〇、二〇五  
 近淡海蚊野之別 一八六  
 近淡海國造 一六一、二〇六  
 淡海(安)國造 一九三  
 近淡海之安直(國造) 一六一、二八七  
 阿閉氏族 二〇三  
 阿倍(阿閉)臣 一七一、二四四、一九九  
 アマ(海人)(族) 九、三、二六四、一八六、一九八、二九、二六六  
 海ノ直 一六二

---

天押帶日子命 二一〇  
 天足彦(命) 六一、六二、一九九  
 天足彦系 一五二  
 天足彦國押人命 六一、二一〇、二一〇  
 天津彦根命 九  
 天津眞浦 三  
 天豐津媛命 五七、八六、一〇五、二一七  
 天日槍(天之日矛、海檜槍) 二二一、三〇〇、三三八  
 天日槍の來朝 一八  
 天之御影神 一八六  
 天忍人命 九二  
 天忍男命 九二  
 天香語山命 九〇  
 天戶國命 九二  
 天村雲命 九二

天日別命 二〇一、二三五  
 天日方命 七五  
 天日方奇日方(命) 三九、七四、八二  
 青玉(繫) 九七、二〇一  
 伊賀、伊香(語義) 三三七  
 伊香色謎(伊迦賀色許賣)命 九四、九五、九七  
 伊香色雄命 八八、九五、九七  
 伊賀津姫 二〇三  
 伊賀臣 一六六  
 伊賀ノ須知之稻置 一四一  
 一支(地) 二四三  
 池心宮 五七  
 イザ川(地) 六七  
 率川宮 六六

---

五十坂彦 七五、八〇、八二、二〇六  
 五十坂媛 八〇、八二  
 イサゴ(砂) 五  
 膽狹淺大刀 二三四  
 イサセリ(五十狹芹)彦 二二三  
 イザナギの神の祭祀 六七  
 同神裔 一四  
 イ(忌)シキ 四一  
 伊支馬(稱號) 二六八  
 イスケ依姫と手研耳命 二  
 五十鈴依媛命 五〇、七〇  
 伊聲耆掖邪狗(人) 二五七  
 伊勢津彦 二〇三  
 伊勢津比古、伊勢津比賣 二二六  
 伊勢飯高君 二六〇

伊勢佐那造 一八三  
 伊勢船木直 一四一  
 伊勢品遲部君 一八〇、一八二  
 異俗の懐柔 一九七  
 石上神宮 六七  
 出浅邑 一三五  
 因達神山 二二五  
 射楯兵主神社<sup>モノヌシ</sup> 二二五  
 壹師君 一六一、一〇二  
 市磯長尾市 一三六  
 壹比韋臣 一五七  
 出石小刀<sup>カッテ</sup>(刀子) 二二二、二四一、二三元  
 出石心大臣命 二六、一〇五  
 出石梓 二二二、二三四  
 泉媛 八五、八八

---

出雲族(人) 三三三、三三六、三三九、三六六  
 出雲建子命 一〇九、一〇九  
 出雲色太利姫 九六、一〇九  
 出雲醜大臣命 九六、一〇九  
 懿德天皇 四  
 伊都國(伊觀縣) 一四四  
 イトリ(糸織)媛 六六  
 糸井媛 七七、八二  
 稻羽忍海部 一七九  
 稻速別<sup>イナハキ</sup> 一六六  
 稻<sup>イネ</sup> 一六一  
 陰謀 三〇  
 磐鹿六雁 一七二  
 石城國造 一四四  
 石龍比古、石龍比賣 二二六

磐之媛皇后

イハヒヌシ(齋主) 一〇五  
 イハヒビト(忌人) 三六  
 イハヒベ(忌瓮) 二二  
 イヒ(族) 六六、二二三、二二三  
 飯高君 一六〇、一〇二  
 飯日媛 八六、八八  
 イヒホ(揖保)川 二二一  
 飯盛大刀自 二二六  
 イフキ<sup>イフキ</sup> 已百支(地) 二四九  
 五百建命 一四三  
 廬戸宮 六二  
 五百原君 一六一、一六九  
 五百依比賣 一三五  
 伊邪(地) 二四九

---

壹與(人) 二五四  
 伊余國造 一四三  
 伊理根王 一〇一  
 イロセ(兄)、イロト(弟) 四  
 イロネ(姊) 二六  
 伊和氏族 三三六、一四〇  
 伊和坐大名持御魂神 二四  
 伊和君(部) 二二五  
 伊和大神 二二二  
 鵜鹿鹿赤石玉 二二三、二三四  
 浮穴直 五二  
 浮孔(穴)宮 二、五〇  
 ウサジ<sup>ウサジ</sup> 午佐自命 一七〇  
 牛鹿氏 一六四

ウシカ(牛鹿、宇自可)臣 一〇八、二四、一五  
 ウチ、オチ(語義) 九八  
 打波(内波) 一六二  
 宇頭川(揖保川) 二二、二三八  
 鬱色謎(内色許賣)命 九四、九七、二七  
 鬱色雄命 六六  
 宇豆比古 二六  
 菟上王 一八二、一八三  
 畝傍山南織沙谿(畝火山真名子谷上)陵 五  
 畝傍山南御陰井上(畝火山之美富登)陵 五  
 采女(姝)臣 四、六  
 味師内宿禰 九〇、九一、二六  
 宇麻志摩治命 九三、九六  
 ウムギ(白蛤) 一七二  
 浦凝別 一六

---

兄シキ、弟シキ 八三  
 エシモノ(要斯母乃) 二二  
 役小角 二三五  
 エミシ(蝦夷) 一九七、二九、三三  
 奥津鏡、邊津鏡 一三三  
 息石耳命 五七、七九、一〇五、二七  
 瀛津世襲(命) 九〇、九一、六二  
 息長(地) 一八七、一九二  
 息長(大中) 一八七  
 息長宿禰王 一九一  
 息長帶比賣命 二二  
 息長水依比賣 一八八  
 息長日子王 一八一

姥津命 一三二、一五二  
 姥津媛(意祁都比賣命) 一〇、三三  
 億計王、弘計王 一五  
 押媛(忍鹿比賣命) 六二、八〇、一〇八  
 オシミ、オシヌミ、オシノミ(忍海) 一七九  
 忍海部造 一七九  
 弟彦 一六  
 弟猪手 八五、八八  
 凡河内(地) 九四  
 凡河内氏 二〇一  
 凡河内忌寸 九  
 邑知湯 二二七  
 邑美(地) 一七九  
 大縣郡 五  
 大海媛 九〇

---

大稻輿命 一七三  
 大分君 一四〇  
 大吉備津日子(命) 二二、一三、一五、二〇  
 大吉備諸進命 六〇、三二、三〇  
 大國主神 二二  
 大坂臣 一五七  
 大坂山口神社 一五七  
 大多牟坂王 一八一、一八八、一九三  
 大陀牟夜別 一六二、一八八、一九三  
 意富多牟和氣 一六二、一八八、一九三  
 大筒木垂根王 一三一  
 大筒木眞若王 一九三  
 大友主 二三五  
 意富那毘(尾張連) 二六  
 大汝命 二二

大新川命  
大禰命  
多(意富)臣  
大彦(毘古)命  
大彦系  
大日日尊(大毘毘命)  
大日諸  
大船足尼  
大綜麻杵  
大御縣  
大水口宿禰(命)  
大三間津日子命  
大三輪君  
大嘗ホ  
大目(人)

二七  
六  
七四、二七  
二五  
一七〇  
六、八  
一五二  
九五、九七  
五  
四四、六  
五  
二二  
三  
八〇、八二、八七

大賣(咩)布命  
大八洲統一  
大屋田子  
大宅臣  
大ヤマト(冠稱)  
意富夜麻登玖邇阿禮比賣(命)  
大倭帶日子國忍人命  
大日本根子彦國牽尊(大倭根子日子國玖流命)  
大日本根子彦太瓊尊(大倭根子日子賦斗邇命)  
大日本彦耜友尊(大倭日子鉏友命)  
大井媛  
臣知津彦公  
意呂山

三三三  
八九  
三  
一八五  
一五  
四  
一〇六、一七  
五  
六  
六二  
四  
一〇六  
一八五  
二二七

か行

孝安天皇  
孝元天皇  
孝昭天皇  
孝靈天皇  
カガ(神子)  
鏡村  
カギ(加宜)國  
柿本臣  
樂浪郡  
迦具漏比賣命  
鹿兒弓、鹿兒矢  
カサ(族)(地)  
笠臣

五  
三  
六  
二〇三  
二三五、二九  
二七  
一五  
二四二  
一三一  
三  
一六  
一四、一七

カシハデ(拍手)  
膳臣、膳大伴部  
春日之伊邪河宮  
春日縣主  
春日臣  
春日建國勝戶賣  
春日の和珥のオミ(大忌)  
春日日子  
振風比禮、切風比禮カゼキル  
堅上、堅下  
カタシハ(片鹽)(地)  
片鹽乳孔(穴)宮  
堅磐固安錢  
片足羽川カクシハ  
カタヤキ(兆灼)

二八一  
一七二  
六  
七  
一五  
一四  
一四  
一四  
二、五一  
二、三三  
八  
五〇  
五〇  
五一  
五一  
二七七



片岡のアシダ〔地〕	九三	葛城高岡宮	四八
片岡の大畷	三三	葛木長江曾都毘古	一七八
片岡馬坂陵	六三	葛木彦(命)	九〇、九一
片岡の達磨墳 <small>タルマツカ</small>	九二	葛城室之秋津嶋宮	六〇
葛野之別 <small>カヅメ</small>	一八六	葛城掖上宮	五七
葛城國造	八九	賀奈良知姬	九一
葛城の片丘	三三、三五	カニハタ(カムハタ、カリハタ)〔地〕	一八一
葛木氏(系譜)	九一	迦邇米雷王	一九一
葛木避姬	九一	華奴蘇奴國 <small>カヌ</small>	二五〇
葛城襲津彦	九〇	カヌチ(鍛師)	三三
葛城高千那毘賣	九〇、二八	蚊野之別 <small>カヌ</small>	一八六
葛木高名姬	九〇、九一	河上之摩須郎女	一九〇
葛木諸見己姬	九一	川枯〔地〕	二〇五
葛木尾治置姬	九一	カハチ(河内)	九四
葛城高額比賣(命)	一九一、二二、三三	河内氏	九七

河内青玉(繫)

九九

賀茂建角身命カモノミコ

一〇二

川津媛

八四、八八

鴨王(命)

七五、七八

川浜媛(川俣毘賣)

五〇、八三、八八

カモリ(神織)

一八三

河俣稻依毘賣

一九三

鴨別

一六六

甲斐國造

一八五

韓侂宿禰

一七五

カフチ(河内)

九四

カラムシ(紵麻)

二六二

上道臣カミツミチノオミ

一六四、一六七

新幡戸辨

一八一

神伊賀古夜日賣

二〇二

輕之境原宮

六四

神大根王

一八一

輕之境岡宮

五五

神淳名川耳尊(神沼河耳命)

八、二九、四七

輕箭

三一

綺カスハク 日女命

一八七

カエシネ(語義)

五七

神骨(美濃國造)

一八九

キ(木)〔族〕

七四、八二、八九、一九七、二九九、三三五

神八井耳命

一七〇、一七三、一四四

木族の移動

二〇八

神八井耳系

一三七

同大和移住

二〇四

賀茂〔氏〕

九、五五、七四、一〇四、一〇六、一一〇、一一三

紀(木)國	111	吉備上道臣	177
木國造之祖宇豆比古	118	吉備下道臣	174, 177
木角宿禰	177	吉備品遲君	180, 182
鬼(地)	150	空位	112, 118
杵島曲	141	玖賀耳之御笠	109
岐須美美(研耳)命	116	躬臣(地)	151
木津(地)	110, 114	狗古智卑狗	151, 152
契丹	135	クサカ(草處)	185
鬼奴(地)	150	日下部連(首)	185
吉備穴國造	157	クニカ(國處)	109
吉備臣	133	クニアレ(國生)	109
吉備武彦	166, 169	クニクル(國來)	161, 170
吉備津彦(命)	113, 116, 118, 120, 121	國前臣	161, 170
吉備津彦系	135	クニス、クズ(國栖、國様)	177, 179, 180
吉備の海人	118		

國ツ罪	155	皇別	105
國ノ豊秋狹太媛	107	皇別増加の因	104
狗奴國	151	皇位繼承法	108
國牽傳説	136	外國文書	109
クハコ(蠶桑)	122	化外國土	109
細媛(比賣)命	166, 168, 171, 177	黥面文身	102
クマ(熊)(族)	177, 178, 179, 184	繼位戰	108
クマソ(熊襲)	131, 132	ケツ(祁津)(地)	111
熊神籬	133, 134	結婚政策	115
久米能摩伊刀比賣	177	后妃	103
狗邪韓國	141, 142	呼邑(地)	150
黑田廬戸宮	122	國家の分裂	10
黑坂命	144	戸口(倭人)	133
黑速(磯城縣主)	138, 138		
皇族出の後妃	133, 133		

コシ(越、高志)〔族〕 二九、三〇  
 越(高志)國 二〇八、三二  
 越國造 一七六  
 高志之都都乃三崎 二二六  
 高志之利波臣 一六三  
 高志深江國(造) 一七四、三三  
 許勢小柄宿禰 一七  
 コツ(木津)〔地〕 二二  
 子部宿禰 一三六  
 コモス(蔣簧) 一三一  
 コリ(心) 一三六  
 宮呂母能古(疹子) 一四七  
 さ行  
 賢遺臣<sup>サカシノコリ</sup> 一四二  
 境原宮 三二八  
 坂合部連 一三九  
 前津見、前津耳<sup>サキ</sup> 二二二、二四  
 ササキ(陵) 一七五  
 狹狹城山君 一七四  
 雀部臣 一四一  
 雀部造 一四二  
 サナガタ(佐那縣) 一八二  
 讚岐、散吉〔地〕<sup>サスキ</sup> 一三一  
 讚岐垂根王 一三一  
 讚伎日子命 二二六  
 サヘキ(佐伯) 二三四  
 沙本之大闇見戶賣 一五四、一八四  
 沙本毘古(王) 一五四、一八一  
 贊用都比賣 二二二、二五

狹井河 二二、一五四  
 サワケ(榮別) 一三三

シカの海人<sup>アマ</sup> 一六四、二四  
 シカマ(飭磨)〔地〕 一五  
 師木(志紀)氏 五、八、二〇一  
 磯城(師木、志紀)縣主 八三、八八、九  
 磯城縣主川俣媛 五〇  
 志幾大縣主 五三  
 敷桁(志貴多奈)彥命 一四三  
 磯城津彥(師木津日子)命 八四、八五、八八、二七、二〇七  
 磯城津彥系 一四七  
 磯城津彥玉手看尊(師木津日子玉手見命) 五〇  
 諡號 三  
 シコ男、シコ女 九四  
 宍粟邑 二三五、二三八  
 シヅ(倭)〔族〕 二二九  
 四道將軍 二〇九  
 倭文系の神服部<sup>シドリ</sup> 一八三  
 シナ(夷)——ヒナの轉呼 一四四  
 シナ避ル高志 二二二、二三  
 科野國造 一四三  
 死の穢 二一七  
 人口(倭人) 一六三  
 神功皇后 一九二  
 臣籍降下 四  
 神寶徵發 一三六  
 神武天皇治下の國土 七  
 同天皇崩御 二  
 私房 三

志夫美宿禰王	一八二、一八四	スハ族	三六、五一、二五、三〇
鹽海足尼	一八五	菅ノ竈由良度美	二三二
斯麻〔地〕	二四八	酢鹿諸男	二三三
兕馬觚、泄漢觚〔稱號〕	二六八	清彦〔清日子〕	二三二、三四、三五
島田君	二四四	スガル(螺贏)	一六
祇摩尼師今	二二七	スキトモ(相友)	一六
下道臣	一四、二七	須知之稻置	一四
シャーマン教	二七三	少名日子建猪心命	二六
殉葬	二七六	少彦男心命	二六
入内	二六	綏靖天皇	二、四
肅慎族	二六	政略結婚	六
上代の政治と祭祀	二六	遷都	二
新羅、新羅	二七	宗主權	六
支惟〔地〕	二五		

蘇我石川宿禰	一七	竹野氏	一三一
族長と族人	一九	竹野君	一九三
租税	二八〇	竹野媛	一〇一、九〇
素都乃奈美氏	二七	竹野郡(川)	一〇一
素都乃奈美留命	一六、一七、二七	米餅春大使主	一五二
素都乃奈美小田命	一六、二七	高橋朝臣	一七二
姐奴、蘇奴〔地〕	二四九、二五〇	高天—木文化	一七
尊號	三	高天原の三大移住	一〇、一八
虚空津比賣命	一四	高岡宮	一四
太歳	二	高尾張(邑)	四
對蘇〔地〕	二五〇	手研耳(多藝志美美)命	八、三、二五
帶方郡	二四三	手研耳命とイスケ依比賣	二
高材比賣	一九二	手研耳命の政變	二〇
		手研彦奇友背命	一八
		多藝志比古命	八六、一九、一〇一

た 行

多藝志(武石)彦系 一五〇  
 多紀臣 一五九  
 當麻勾ツカ君 一八三  
 當麻品治部 一八〇  
 建膽心大根命 一六六  
 建稻種命 一四一  
 建石イ命 二二六  
 建石敷命 二二六  
 武(建)内宿禰 九〇、一〇五、一三六、一六六  
 建宇那比命 九二  
 建借馬(間)命 一四四  
 彦石彦奇友背命 八六、一九  
 武石彦命 八  
 建田背命 九二  
 建筒草命 九二

---

建豐波豆羅和氣(王) 一三五、一七六  
 建豐波羅別系 一九四  
 建斗米命 九二  
 建新川命 八九  
 建額ヌカ赤命 九二  
 建沼河耳命 二七、四四  
 建沼河(淳川)別命 二五、一七一  
 武埴安彦(建波邇夜須毘古)命 一〇〇、一九  
 武葉頼命(別) 一三五、一九四  
 武彦奇友背命 一九  
 建諸隅命 九二  
 武猪心命 二六  
 健緒組(純) 一四〇  
 多佐臣 一六七  
 多遲比(丹治)〔地〕 一五一

多遲麻(丹治)氏 二〇一  
 多遲麻之竹別 一五一  
 但馬(多遲摩)氏 一四〇  
 多遲摩比多訶 二二二  
 但馬日橋杵(多遲摩比那良岐) 二二二、二三五  
 多遲摩斐泥 二二二  
 田道間守(多遲摩毛理) 二二二、二三五  
 但馬諸助(多遲摩母呂須玖) 二二二、二三四、二三五  
 多遲摩國造 一九三  
 多遲摩之俣尾 二二二  
 玉足日子、玉足比賣 二二六  
 丹波氏 一〇一  
 丹波之竹野媛 一〇二  
 丹波之竹野別 一七六  
 丹波之遠津臣 一九一

---

蟹シ族 二七四  
 玉勝山代根子命 一四二  
 玉手丘上陵 六〇  
 タム(峠) 一九三  
 多模タモ(稱號) 一七八  
 タラシ(足主)、足彦 五九  
 タリネ(垂根) 一三二  
 達磨墳ダルマズカ 九二  
 タルミ(垂見)〔地〕 九二  
 垂見宿禰 九二  
 チ(靈) 八  
 近淡海蚊野之別チカツアフミカヌ 一八六  
 近淡海國造 一六一、二〇六  
 近淡海之安直(國造) 一六一、一八七

知古〔人〕 二三八  
 知多臣 一五九  
 チチ(主父) 一九二  
 知知津美命 五  
 千千速比賣命 一三三  
 千乳早山香媛(千千早眞若比賣) 八一、八二  
 血沼之別 一五〇、一〇一  
 チネ(主禰) 五七  
 チヒサコ(小子) 一三八  
 道守臣 一四四  
 嫡庶の分 一〇四  
 通稱 三  
 ツキ(トキ)草 四九  
 築坂(桃花鳥坂) 四九

---

衝田岡陵 二三八  
 筑紫國造 一七五  
 筑紫三家連 一四二  
 都祁直 一四三、一〇一  
 對馬國 三四三  
 ツチクモ(土雲、土蜘蛛) 一九七、二九、三〇  
 筒木(綴喜)〔地〕 一三一  
 ツナ(繫)〔姓〕 九  
 角鹿(敦賀)〔地〕 一〇八  
 都怒我阿羅斯等 一三八  
 角賀、海人 一八、二三〇  
 角賀海直 一六二  
 都怒山臣 一六〇  
 角屋姫 九  
 投馬〔地〕 二四五

孀屋<sup>ツマヤ</sup> 三三  
 敦賀郡 一六二  
 劍根(命) 八九、九二  
 劍池嶋上(中岡上)陵 六五  
 鐵貿易 二六三、二七七  
 手島連 一四七、二〇六  
 統治權 六  
 都支〔地〕<sup>トキ</sup> 二四九  
 常津彦某兄(常根津日子伊呂根)命<sup>イロネ</sup> 七九、八五、一〇六、二六  
 都市午利〔人〕<sup>トシユカリ</sup> 二五七  
 塗粧 二七五  
 利波臣 一六二

---

殿延(師木縣主) 八四  
 十市(春日)縣主 七五、八二  
 十市根命 一七  
 遠津臣 一九三  
 トモ(伴、部隊) 五四、一九  
 豊秋狹太彦 八二、二〇六  
 豊國之國前臣 一六二、一七〇

な 行

長狹國造 一四四  
 中(那賀)國造 一四四  
 長幡部連 一八九  
 仲彦 一六六  
 長媛 八七、八八  
 長邑之海人 一八八、二〇八

長尾市	二三五
難升米〔人〕	二五七
難波根子建(宿禰武)振熊	一一〇、一五二、二〇六
ナネ(汝禰)	二四
那婆理之稻置	一四八
振浪比禮、切浪比禮	一三三
饒速日命	九三
爾支〔稱號〕	二六七
西紀氏	一五〇
爾斯母乃	二三三
邇波縣君之祖大荒田	一四四
丹羽臣	一四一
新川小楯姫	一四六
新次神社	二二〇
若王子	二二三
ニリン(王、主)	二三八
奴〔地〕	二四四、二五一
奴佳鞮〔人〕	二六八
野嶋海人	二一八
淳名城津媛	八七、八八
淳名底仲媛(命)	七、一〇六、二六、二七七
淳中底姫命	九
淳名襲媛	七七
怒能伊呂比賣	一七七
は行	
葉江〔人〕	八四、八七、八八
博多灣	二四四

伯濟(百濟)	二二七
羽栗臣	一五七
好古都〔地〕	二四九
波沙寐錦(婆娑尼師今)	二二六
谷 陶人	二二五
齒田根命	一八五
波多八代宿禰	一七七
鉢卷	二七六
埴安媛	九
半母韻化	五七
羽太王(葉細珠)	二二三、二三四
ハフリ〔姓〕	一八七
ハヘ、ハヤ(南)	一一八、二二七
蠅伊呂泥(經某姊)	五、二七、二三、二六二
蠅伊呂杼(經某弟)	五、二八、二〇九、二二七
ハヤト(南人、隼人)〔族〕	一〇九、二二九、三九
速依別	二〇八
巴利〔地〕	二五一
針間阿宗君	一九三
針間牛鹿臣	一一八、二四、二六、二二〇
播磨國六栗邑	二三元
針間氷河之前	二二〇
春江宿禰	五二
ヒ(火、肥)〔族〕	
火君	一八九
氷香戸邊	一〇一
氷河	一一一
氷川刀賣	二二六

引津根(曳常)〔地〕 一九〇  
 卑狗〔稱號〕 一六七  
 柄渠(稱號) 一六八  
 彦五十狹芹彦(比古伊佐勢理毘古)命 一三三  
 彦五十狹芹彦系 一三三  
 比古伊那許志別命 一三三、一七一、一七三、一七六  
 彦(日子)坐王 一一一、一三三  
 彦坐系 一八〇  
 彦姥津命 一一〇  
 比古意須王 一三四  
 日子國意祁都命 一一〇、一五三  
 彦國押人命 一一〇  
 彦國葺(日子國夫玖)命 一一〇、一五三  
 彦已曾保理(彦已蘇根)命 九  
 彦蔭簀命 一三三

---

彦狹島命 二四一、二六四  
 日子刺肩別命 一三三、一〇八  
 日子刺肩別系 一六一  
 日子寤間命 二四一、二〇  
 日子寤間系 一六四  
 彦背(瀨)立大稻興(越)命 一七四  
 彦太忍信(日子布都押之信)命 九〇、二七、二六  
 彦太忍信系 一七  
 彦屋主田心命 一六  
 日子八井(彦八井耳)命 一一六  
 彦湯支命 一〇四、一〇五  
 彦湯產隅(比古由牟須美)命 一三一  
 彦湯產隅(蔭簀)系 一七八  
 ヒトサ(一發) 三三  
 ヒダカミ(日高見) 三三

常道中國造

ヒナ(夷)〔族〕 一三九、一七、二九、三三、二九  
 ヒナ避ル高志 三三、三三  
 卑奴母離〔稱號〕 二七  
 日鏡 二二、二四  
 日槍(日矛) 二六  
 卑彌弓呼 二七  
 卑彌呼 二五、二七  
 日向賀牟度良姬 七  
 比賣基會社 三三  
 比賣陀君 一八  
 日女道丘 二五  
 ヒワケ(秀別) 三三  
 不呼〔地〕 二四

---

フタサ(再發) 三三  
 布多遲比賣 一六一、一八  
 フトニ(大土) 三、六一  
 太真稚彦 八四、八  
 賦登麻和訶比賣(命) 五七、八  
 太耳 二三五  
 船木直 一四、一〇一  
 船穗足尼 一九  
 文身 二七  
 不彌〔地〕 二四  
 平群都久宿禰 一七  
 ヘソ〔地〕 九  
 寶壽 三



神武綏靖二天皇の寶算の差	一四	眞舌媛	六五、八〇
卜占法(倭人)	二七三	マスタ(益田)	八
母系氏族制度	七四	麻拖能鳥	二三四
ホコ(秀子)	二二七	麻多鳥	二三五
穗積臣	九四、九六	末盧(地)	二四三
ホド(秀處)	五	マツリコト(政、祭事)	三八
穗別(國造)	一九〇	眞鳥姬	九
品治部	一八〇	マナコ(織沙)	五
ホリンノ(知古)	二三八	茨田連	一四
ま行		マユミ(眞弓)	二七七
眞磨鏃	三	眉輪王	二六
勾 <sup>マカリ</sup> 君	一八三	マワカ(眞若)王	一八
曲峽宮	五	ミカゲ(御陰)井	五
マシタ(益田、味舌)	五、八	朝廷別王	一八、一九〇

三川之穗別	一九〇	御名部造	一九
御上ノ祝	一八	彌奴(地)	一九
ミコ(王)	一九	三野之稻置	一九
ミコト(命)	二〇	三野國之本巢國造	一八
美已止直	一九〇	御船先(水先)	二五
三島氏	四	ミフベ(御圃部)	一九
ミソギ(禊)	二七〇	ミホト(美富登)	五
ミタバ(田部)	二七、一九四	ミマ(御料地)	五、五
瑞井	一八	御間城入彦五十瓊殖尊	二五
御友別	一六	御間城姫	二五
陸奥石城國造	一四	彌馬獲支、彌馬升(稱號)	二八
水穗五百依媛	一四	觀松彦伊呂止命	五
水穗眞若王	一八、一七	彌麻都比古命	五
三見宿禰命	六	觀松彦香殖稻尊(御眞津彦訶惠志泥命)	五
水依比賣	一八、二〇六	御眞津比賣命	五、一三

任那日本府	二五七	蒙古系	二三五
彌々、彌々那利〔稱號〕	二六八	本巢國造	一八八
ミムロ(御室)	二六	物部氏	九三
屋主忍男武雄心命	二六六	物部連	九四
屋主田心命	二七	物部系譜	九六
御井津媛	二四	モロスミ(衆住)	二二
御井宮	二七	や行	
牟邪臣	二五	矢口足尼	二〇七
ムシ(紵麻)	二六	安國造(直)	二六、二八七
ムスミ(産隅)	二二	八咫鳥	二〇
宗像氏(スハ族)	二五	ヤツカハギ(八拳脛)	三三
室之秋津嶋宮	六	ヤヌシ(屋主)——ミヤヌシの項を見よ	
室毘古王	一八	ヤハギ(矢部)	三
		邪馬〔地〕	二五〇

山下影日賣	二六	倭國香媛	二〇八
山代内臣	一七	倭國豊秋狹太媛	一〇六
山代之菰名津比賣	一八	日本足彦國押人尊	五
山代大筒木眞若王	一九	倭飛羽矢若屋比賣	一一
山代(城)國造	二〇	倭迹迹姬命	一一
山代國造眞木姬	二二	倭迹迹日百襲姬(夜麻登登母母會毘賣命)	一一
ヤマヅミ(山住)族	二三	倭迹迹稚姬命	一一
ヤマト(日本、倭)	二	倭根子命	六一
大和缺史時代	二	倭(日本)根子天皇	六一
ヤマト語	二六	倭桃花鳥田丘上陵	四
大和朝廷最初の君主	二	日本彦耜友尊	四
ヤマト民族(帝國)	二	倭宿禰	一七五
大和の火族の長	一四〇	邪馬臺國	二四、二四七
ヤマト彦、ヤマト姫	一四〇、二五	山臣(君)	一六〇
倭得玉彦(命)	九〇、九一	山之佐伯、野之佐伯	二三〇

山人、山姥

三三四

三三四

由基理(人)

一三三

弓部稚彦

三三

依網之阿毘古

一九五

ヨソ(地)

三二

世襲足媛(余曾多本毘賣命)

五九、九〇、九一、九二

吉隱(地)

一四四

ヨリワケ(依別)

一三三

ら行

裏面に潛む史實

一

わ行

ワ(櫛)

二三四

倭(族)

一九

倭系

三三六

倭國王師升

一九、二五七

倭載斯烏越(人)

二五七

倭人

二四二

衣服

二七六

宗教觀念及行事

二六九

習俗

二五九

葬祭

二七〇

體質

二八〇

富と交易

二八一

卜占法

二七二

ワカコ(嬰兒)

一三八

ワカコベ(小子部)連

一三八

若狭之耳別

一八六

若(日子)建吉備津日子命

二三五、二六四、二六五、二七〇

稚武彦(命)

二二五、二六四、二六五

若角城命

一九二

若宮

二二三

ワカヤ

二二三

稚日本根子皇子

二六

稚日本根子彦大日日尊(若倭根子日子大毘)

二六

毘命

二六

掖上(宮)

二五

掖上博多山陵

二五

若子宿禰

一七六

ワケ(別)

二二三

鷗比賣

二二

綿津見(海住)(族)

二二八、二二九

ワダツミ系

二三八、二二九

和知津美命

五、一〇八、二七、二五、一九、二〇七

和珥(丸邇)臣

二二〇、二二

丸泥阿治佐波毘賣

一九二

丸邇の意富美(大忌)

二五三、二五四

爲吾(地)

二五〇

猪養

一九八

猪使連

一四八、二〇二

キデ(堰處)

八六

岡屋臣

二二

袁祁津媛(比賣命)

一一〇、一一一、一九

袁邪本王

一八一

烏奴(地)

二五一

索引

小野臣

一五

尾張連

三三六

小長谷部造

一四

小俣王

四八、九〇

尾張丹羽臣

一四

一八〇、一八四

昭和六年十一月五日發行  
昭和六年十一月一日印刷

紀論究 建國篇 大和缺史時代 [定價金二圓]

著作者

松岡靜雄

東京市神田區通神保町一

株式會社同文館

發行者

森山章雄

東京市神田區表猿樂町二番地

印刷者

中村修二

東京市神田區表猿樂町二番地

印刷所

株式會社開明堂支店




發行所

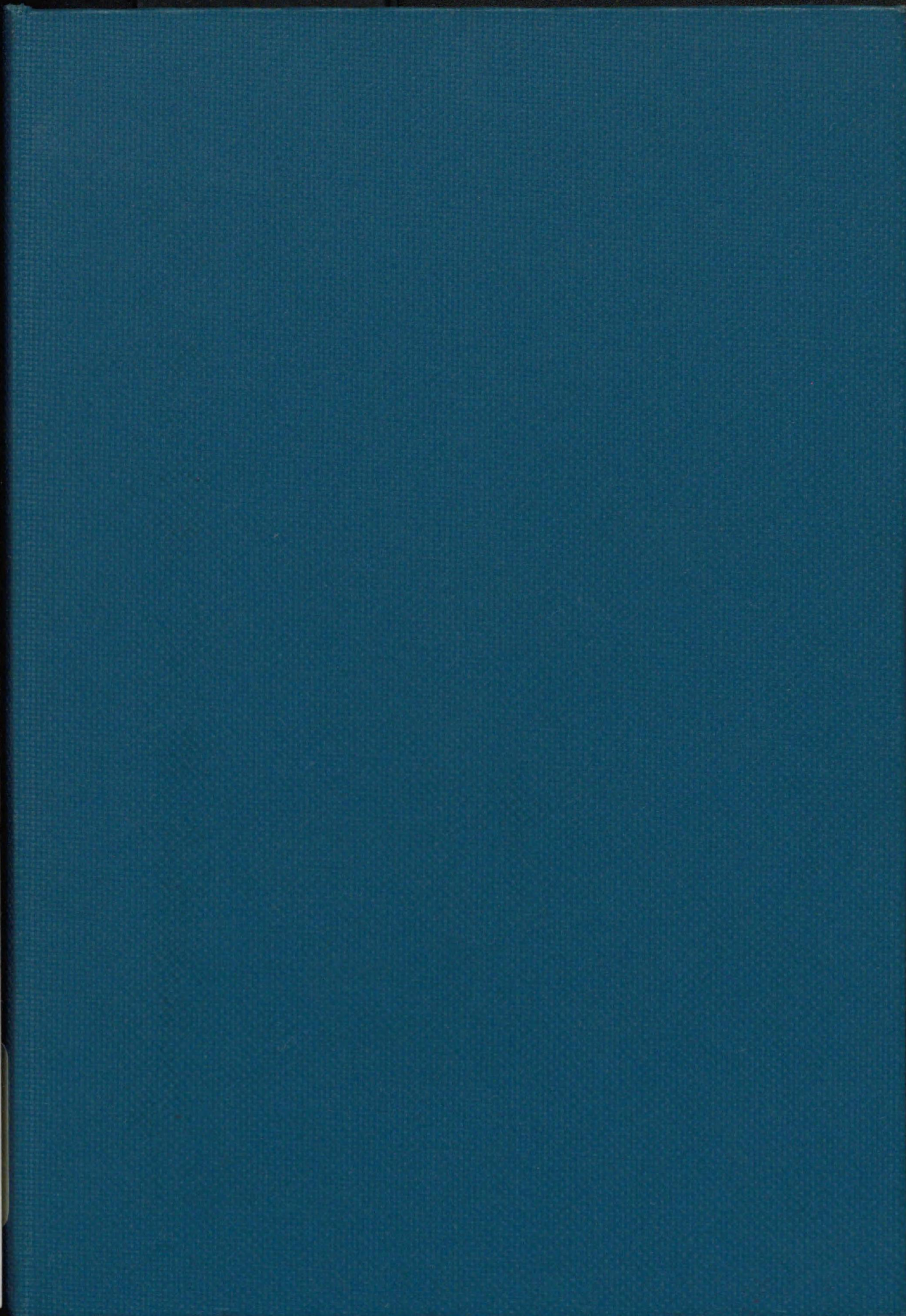
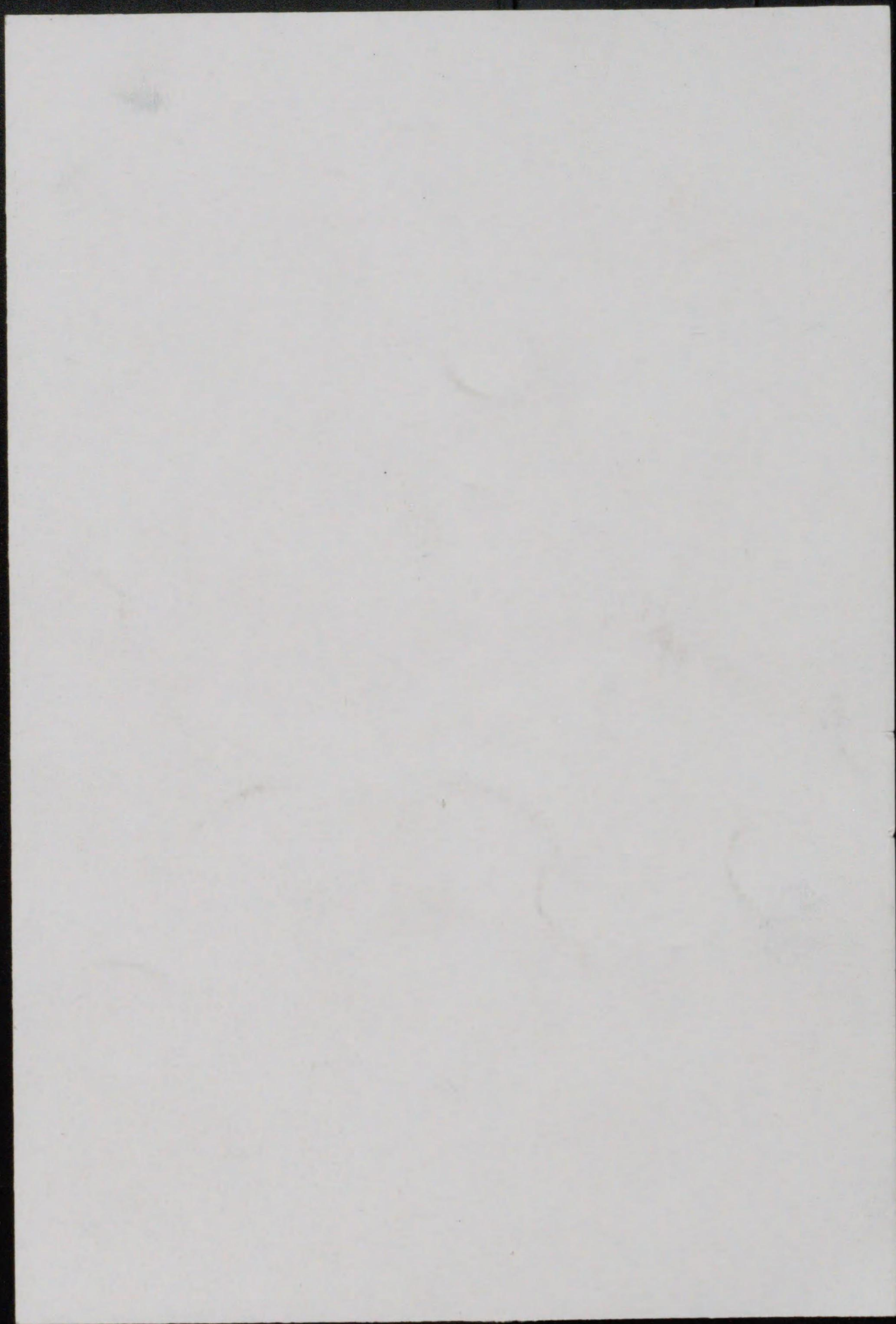
發行所

東京・神田・通神保町一  
振替口座  
大阪・西區・阿波座  
振替口座  
大阪・下通二ノ六  
二二二八

株式會社同文館

2266



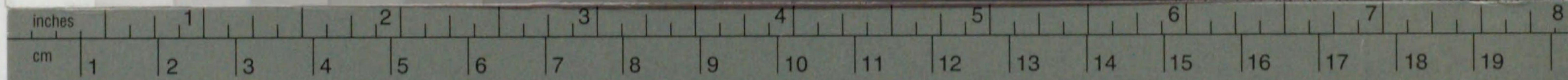


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

